

福祉・介護人材確保分野における支援について

社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室

1. 福祉・介護人材確保対策について

(1) 現状と課題

高齢化の進行、世帯構成の変化、国民のライフスタイルの多様化などにより、国民の福祉・介護ニーズはますます拡大している一方で、生産年齢人口の減少に伴い、労働力確保が重要な課題になると見込まれている中、質の高い人材の安定的確保は喫緊の課題である。

現状を見ると、労働環境の厳しさ等により、

- ① 福祉・介護の現場では、従事者の離職率が高い
- ② 介護福祉士・社会福祉士の養成施設では、著しい定員割れが生じている
- ③ 介護福祉士等の資格を有しながら、この分野で働いていない者が多数存在している

などの課題がある一方、厳しい雇用情勢の下、福祉・介護分野における雇用吸収への期待も高まっている。

平成19年8月に見直した「福祉人材確保指針」においては、経営者、関係団体、国及び地方公共団体が連携し、それぞれの役割を果たすことにより、従事者の処遇改善や社会的評価の向上、質の高い人材の確保に努めることを明記されており、これに沿って各般の取組を進めているところである。

(2) 平成20年度第2次補正予算及び21年度予算において実施した緊急対策

こうした状況を踏まえ、昨年10月30日の「生活対策」（新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）及び12月19日の「生活防衛のための緊急対策」（経済対策閣僚会議決定）に基づき、平成20年度第2次補正予算及び21年度予算が編成された。

平成21年度の介護報酬改定においては、介護従事者の処遇改善を進める観点から、プラス3%の改定を行うこととし、負担の大きな業務や専門性の高い人材への評価を行うこととされたところである。

これに加えて、平成20年度補正予算では、福祉・介護サービスへの人材の定着と参入を促進するための取組を総合的に支援する福祉・介護人材確保対策を講ずることとし、都道府県に造成されている「障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金」を平成23年度まで延長するとともに、新たに4つの対象事業を追加した。

- ・ 進路選択学生等支援事業
- ・ 潜在的有資格者等養成支援事業
- ・ 複数事業所連携事業
- ・ 職場体験事業

また、21年度予算において、新規事業として「福祉・介護人材確保緊急支援事業」（補助率 1/2）をセーフティネット支援対策事業費補助金により実施することとした。

- ・福祉・介護人材定着支援事業
- ・実習受入施設ステップアップ事業

（3）今回（平成21年度1次補正予算案）の「経済危機対策」

今日の「100年に一度」といわれる厳しい経済危機を克服するため、本年4月10日に「経済危機対策」（経済危機対策に関する政府・与党会議、経済危機対策閣僚会議合同会議決定）が取りまとめられ、これに基づき、平成21年度第1次補正予算案が編成された。

福祉・介護分野においても、雇用の創出・人材養成等につながるよう総合的な対策を講じることとしており、この中で、福祉・介護人材の就労・キャリアアップ支援の観点から、以下のような事業を行うこととしている。

○ 就労・キャリアアップ支援

個々の求職者にふさわしい職場開拓や働きやすい職場づくりに向けた指導・助言を行うことにより円滑な就労・定着を支援するとともに、介護福祉士養成校等の教員が事業所を巡回・訪問して研修を行うことにより職員のキャリアアップや資質の向上及び定着を支援するため、「障害者自立支援対策臨時特例交付金」において、新たに2つの事業を追加することとした。

（後述参照）

（4）経済連携協定による外国人介護福祉士候補者に対する支援について

外国人介護福祉士候補者の受入れについては、インドネシア及びフィリピン両国との経済活動の連携の強化の観点から、二国間の経済連携協定（以下「EPA」という。）に基づく枠組みとして行われてきたところである。

この協定を実効あるものとするためには、より多くの外国人介護福祉士候補者が所定の滞在期間内で介護福祉士資格を取得できるよう適切な支援を行う必要がある。

なお、平成19年に見直しを行った「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」においては、こうした観点から、

- ・ 日比経済連携協定等に基づく外国からの介護福祉士等の受入れに当たっては、国内における従事者との均衡待遇を確保するなど、外国人介護福祉士等の受入れが適切に行われ、現場に混乱が生ずることのないよう、十分な研修体制や指導体制等を構築すること。（経営者、関係団体等、国）

が規定されているところである。

(参考) 外国人介護福祉士候補者の受入れ状況

① インドネシア

○ E P A 締結の経緯

- ・平成19年8月20日 協定署名
- ・平成20年5月16日 我が国の国会において協定承認
- ・平成20年7月1日 協定発効
- ・平成20年8月 候補者の入国

○ 受入れ状況

- ・平成20年度 24都府県において104人(53施設)の受入れ
- ・平成21年度 現在マッチング中(平成22年1月頃、就労・研修開始予定)

② フィリピン

○ E P A 締結の経緯

- ・平成18年9月9日 協定署名
- ・平成18年12月6日 我が国の国会において協定承認
- ・平成20年10月8日 フィリピン上院において協定承認
- ・平成20年12月11日 協定発効
- ・平成21年5月 候補者の入国(※)

(※) 一部の候補者については、5月末に入国予定

○ 受入れ状況

- ・平成21年度 28都道府県において190人(98施設)の受け入れ(予定)

これらの点を踏まえ、平成21年度補正予算案に盛り込んだ取組のうち、次のとおり一部のものについては、E P Aによる介護福祉士候補者の支援のために活用することができることとしているので、外国人介護福祉士候補者の受入施設が所在する都道府県におかれては、関係各機関と連携の上、積極的な取組をお願いしたい。

ア「キャリア形成訪問指導事業」の活用

本事業は、介護福祉士の養成校等の教員が施設・事業所を訪問し、当該施設・事業所の希望に応じた研修プログラムを策定し、講義を行うも

のであるが、本事業を活用し、例えば、

- ・ 外国人介護福祉士候補者に対する日本語研修の実施
- ・ 外国人介護福祉士候補者に対する国家試験の出題科目となっている介護系科目に関する講義

等を行うことが可能である。

イ「緊急雇用創出事業による代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業」の活用

本事業は、現任介護職員等の資質向上を図る観点から、当該職員等が外部の研修を受講するような場合等に、当該職員の代替として必要となる職員を雇用する事業であるが、本事業を活用し、例えば、

- ・ 外国人介護福祉士候補者が、外部の日本語研修等を受講する場合の当該外国人介護福祉士候補者の代替職員を雇用すること
- ・ 施設・事業所等が、既存の職員を外国人介護福祉士候補者の教育担当者に任命する場合であって、当該職員が本来の業務に専念できない場合に、当該職員の代替職員を雇用すること

等を行うことが可能である。

2. 事業一覧について

(福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置分)

| | | | |
|------------------------------|----|---|------------------------------|
| 20 年度 二 次 補 正 | 継続 | 進路選択等学生支援事業 福祉・介護の仕事の選択を促すために、介護福祉士等養成施設に専門員を配置し、学生・教員等に対し、仕事の魅力を伝えるとともに、相談・助言等を行う。 | 障害者自 立支援対 策臨時特 例交付金 |
| | 継続 | 潜在的有資格者等養成支援事業 介護福祉士等の潜在的有資格者や高齢者、主婦層等に対し、福祉・介護従事者として再就業や参画を促進するための実践的な研修を行う。 | |
| | 継続 | 複数事業所連携事業 単独では人材の定着・確保に取り組むことが困難な事業所等が、複数の事業所等の共同による求人活動や職員研修等を行うことにより、人材の確保・育成を支援する。 | |
| | 継続 | 職場体験事業 福祉・介護の仕事に関心を有する者に対し、職場を体験する機会を提供することにより、新たな人材の参入を促進する。 | |
| 20 年度 当 初 | 継続 | 福祉・介護人材定着支援事業 人材定着支援アドバイザーを設置し、巡回相談により個々のフォローアップを行うとともに事業者への助言を行うことにより、福祉・介護人材の定着を促進する。 | セーフティ 支援対策 等事業費 補助金 |
| | 継続 | 実習受入施設ステップアップ事業 優良な実習施設が、他の実習施設に対し、実践事例報告会や講習会を開催すること等により、実習指導のレベル向上を図る。 | |
| 21 年度 一 次 補 正 | 新規 | 福祉・介護人材マッチング支援事業 都道府県福祉人材センターにキャリア支援専門員を配置し、個々の求職者にふさわしい職場を開拓するとともに、働きやすい職場づくりに向けた指導・助言を行い、円滑な就労・定着を支援する。 | 障害者自 立支援対 策臨時特 例交付金 |
| | 新規 | キャリア形成訪問指導事業 介護福祉士養成校等の教員が事業所を巡回・訪問して研修を行うことにより、職員のキャリアアップや資質の向上及び定着を支援する。 | |

(参考) 現任介護職員等の研修支援

| | | | |
|--------------|----|---|--------------|
| 21 補 正 | 新規 | 外国人介護福祉士候補者の研修支援 (EPA関係) 外国人介護福祉士候補者を外部研修等に派遣する場合に代替職員を雇用する場合等の経費を助成する。 | 緊急雇用 創出事業 |
|--------------|----|---|--------------|

3. 配分方法について（新規分）

○福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置 約98億円

1県当たり定額（1億円）に加え、人口割配分等（総枠約51億円）とする。

| | | |
|--------|--|-------------|
| 定額配分 | 1.0億円 × 47県 | 47.0億円 |
| 人口割配分 | 約35.0億円 × $\frac{\text{A県人口}}{\text{全国都道府県人口}}$ | 約 50.6億円 |
| 施設等割配分 | 約15.6億円 × $\frac{\text{A県在宅・施設サービス数}}{\text{全国の在宅・施設サービス数}}$ | |

(案)

障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業の実施方法について

(「福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置」分)

- ※ 平成21年度補正事業を掲載。
- ※ 本資料は現時点での案であり、今後、変更があり得るものである。

福祉・介護人材マッチング支援事業

1 事業の目的

都道府県福祉人材センターにキャリア支援専門員を配置し、個々の求職者にふさわしい職場を開拓するとともに、働きやすい職場づくりに向けた指導・助言を行い、円滑な就労・定着を支援することを目的とする。

2 事業内容

(1)実施主体 都道府県(都道府県福祉人材センターへの委託)

(2)事業内容

ア キャリア支援専門員の設置

(ア)求職者のニーズに合わせた職場開拓

個々の求職者のニーズに合った施設・事業所を紹介できるよう、多様な職場の開拓を行うとともに求人情報を解りやすく整理する。

(イ)個々の求職者にふさわしい職場紹介

ハローワーク等へ出向くとともに、就職説明会等を開催することにより求職者の相談に応じ、個々の求職者に合ったふさわしい職場紹介を行う。

(ウ)採用・定着できる職場づくり

施設・事業所に対し、求職者のニーズに合った職場づくりができるよう、サービス管理、人材育成システム、労働環境、経営管理等について指導・助言を行う。

また、現任職員に対しては、キャリア相談に応じるなど、キャリアアップ支援を行う。

イ アドバイザーの派遣

公認会計士や中小企業診断士等をアドバイザーとして委嘱し、施設・事業所の要望等に応じ、会計や経営管理等専門的な指導・助言を行う。

ウ 潜在的有資格者等に関するデータの管理・活用

潜在的有資格者等に関するデータを整備し、掘り起こしのための働きかけに活用する。

(3)補助単価

| | | |
|-------------------------|--------------|--|
| キャリア支援専門員設置費 (1人当たり) | 5,000千円以内 | |
| 活動経費 | 都道府県が必要と認める額 | キャリア支援専門員活動経費、出張相談・就職フェア等開催経費、データ管理費(システム開発費含む)、アドバイザー活動費等 |

3 補助割合 定額(10/10)

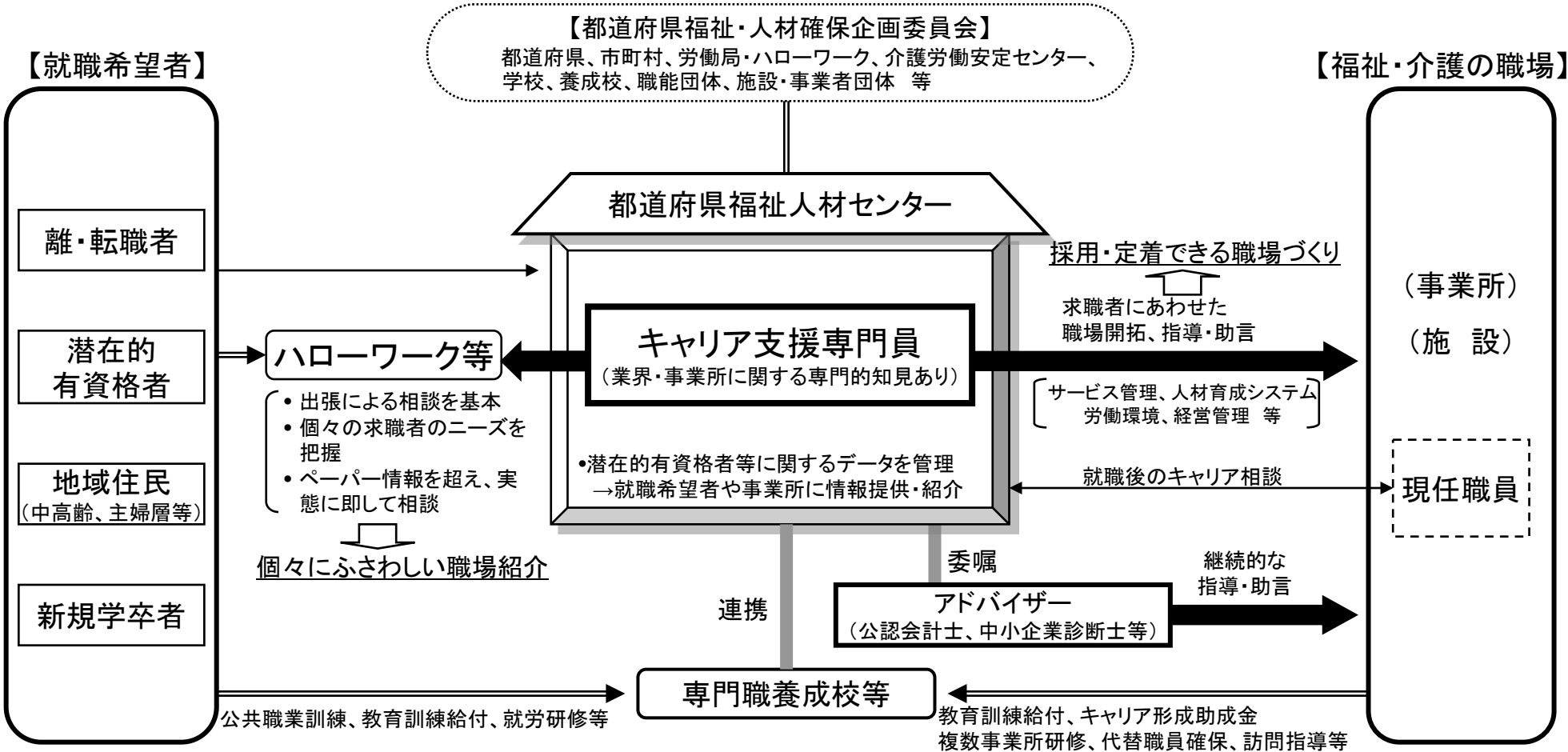
4 その他

- (1)キャリア支援専門員は、求職者への支援や施設・事業所への指導・助言の必要性に応じ、複数名配置する。
- (2)キャリア支援専門員が求職者に対して支援を行う場合は、ハローワーク等への出張による相談を基本とし個々にふさわしい職場紹介等を行う。
- (3)介護福祉士等養成施設等の教育機関と連携し、他の制度(公共職業訓練や教育訓練給付等)の積極的な紹介を行うなどにより、求職者の円滑な就労や現任者のキャリアアップを支援する。
- (4)毎年度の事業実績を、別途定める様式により厚生労働省に報告する。

5 事業担当課 福祉基盤課 福祉人材確保対策室

福祉・介護人材マッチング支援事業

- 福祉・介護分野においては、個々の事業所の実状がわかりにくいこと、小規模事業所が多いことなどから、求職者が自分にふさわしい職場を見つけにくい状況。
- 事業所・施設では、労働環境整備が不十分であり、キャリア展望を示すことができていない状況。
- このため、都道府県福祉人材センターにキャリア支援専門員(仮称)を配置し、個々の求職者にふさわしい職場を開拓するとともに、働きやすい職場づくりに向けた指導・助言を行い、円滑な就労・定着を支援する。



キャリア形成訪問指導事業

1 事業の目的

介護福祉士等の養成校の教員が、福祉・介護施設・事業所を巡回・訪問し、介護技術等に関する研修を行うことにより、職員のキャリアアップや資質の向上及び定着を支援する。

2 事業の内容

(1)実施主体

都道府県(介護福祉士・社会福祉士又は精神保健福祉士の養成施設等への補助)

(2)事業内容

養成施設等は、施設・事業所からの要請に応じ、以下のような取組みを実施する。

ア 個々の事業所の要望や実状に合わせた研修プログラムの作成、また当該研修のための講師の派遣

イ 職員のキャリアアップや資質向上に資する職員の能力評価方法の提供

(3)補助単価

| | | |
|----------------|--------------|----------------------------|
| 1養成施設(1課程)等当たり | 3,500千円以内 | 謝金、旅費、研修資料作成費、研修プログラム等作成費等 |
| 1都道府県あたり | 都道府県が必要と認める額 | 事業所と養成施設等の間をコーディネートする経費 |

3 補助割合 定額(10/10)

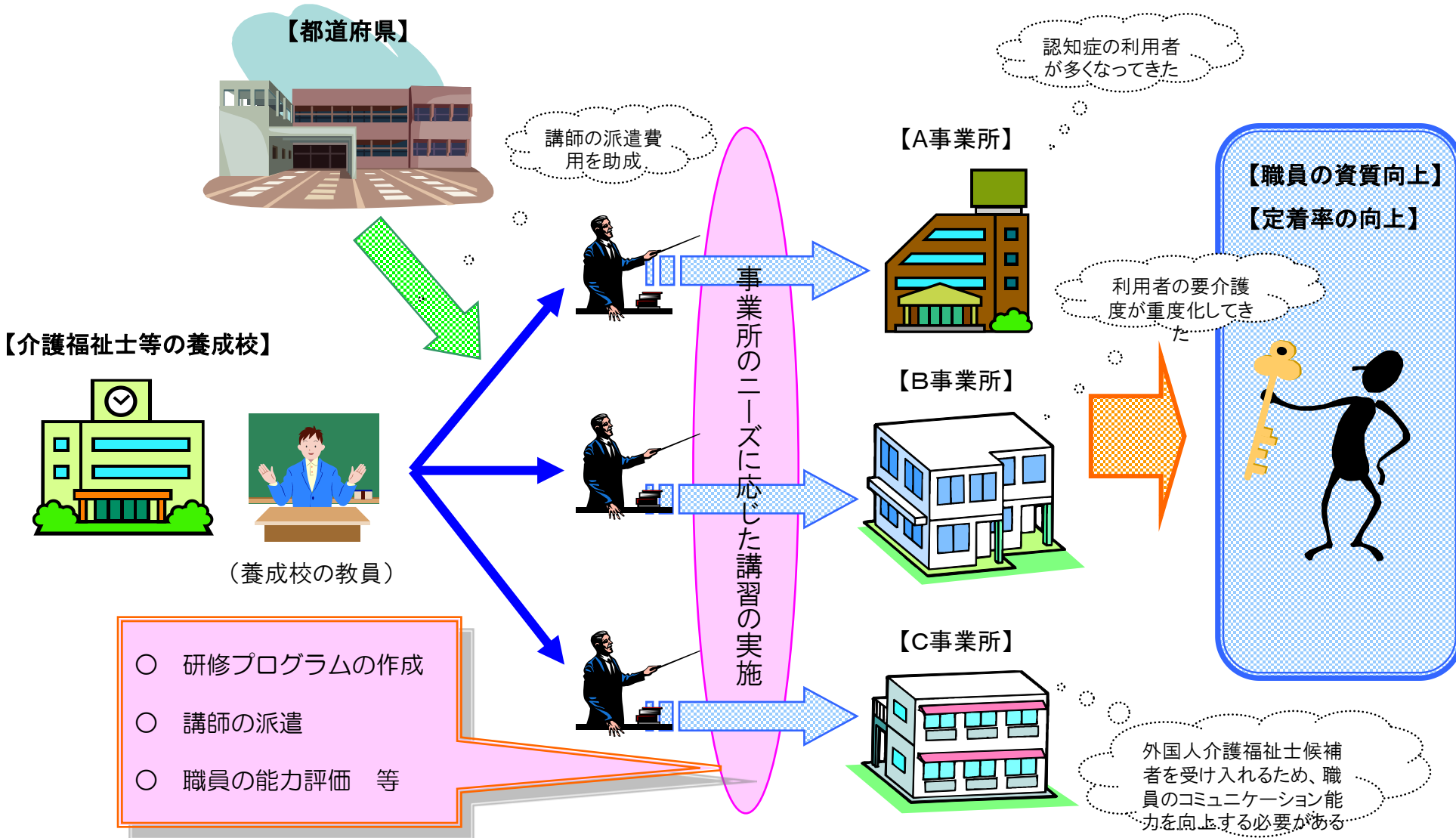
4 その他

- (1) 本事業の実施に当たっては、都道府県福祉人材センター等と連携の上、各施設・事業所のニーズを把握し、必要な講習等が実施できるように努めること。
- (2) 研修の目的や内容、受講者のレベル等を勘案し、実施日数を適宜設定すること。
- (3) 研修の実施に当たっては、原則として施設・事業所で行うこととする。ただし、研修の目的・内容等に応じて、当該施設・事業所以外（養成施設等）で実施しても差し支えない。また、複数の事業所を対象に研修を実施しても差し支えない。
- (4) 施設・事業所の職員が各種研修会に参加するための受講費用等を直接的に給付するなど、単に事業者等の負担を軽減する事業は対象としない。
- (5) 本基金の潜在的有資格者等養成支援事業等と重複しないようにすること。
（「潜在的有資格者等養成支援事業によるキャリアアップ支援研修」は、養成施設等が主体的に研修プログラムを作成し、参加者を募集の上、当該養成施設等において研修を実施するのに対し、本事業は、原則、個々の事業所のニーズに応じた研修プログラムを作成し、当該事業所において研修を実施するものである。）
- (6) インドネシア及びフィリピンとの経済連携協定に基づく介護福祉士候補者の受入施設において、当該外国人介護福祉士候補者の介護技術、コミュニケーション能力等の向上のために行う研修も、本事業の対象となり得る。
- (7) 毎年度の事業実績を、別途定める様式により厚生労働省に報告する。

5 事業担当課 福祉基盤課 福祉人材確保対策室

キャリア形成訪問指導事業

- 介護福祉士等の養成校の教員が、福祉・介護事業所を巡回・訪問し、介護技術等に関する研修を行うことにより、職員のキャリアアップや資質の向上及び定着を支援する。



経済連携協定による 外国人介護福祉士候補者 に対する 支援について

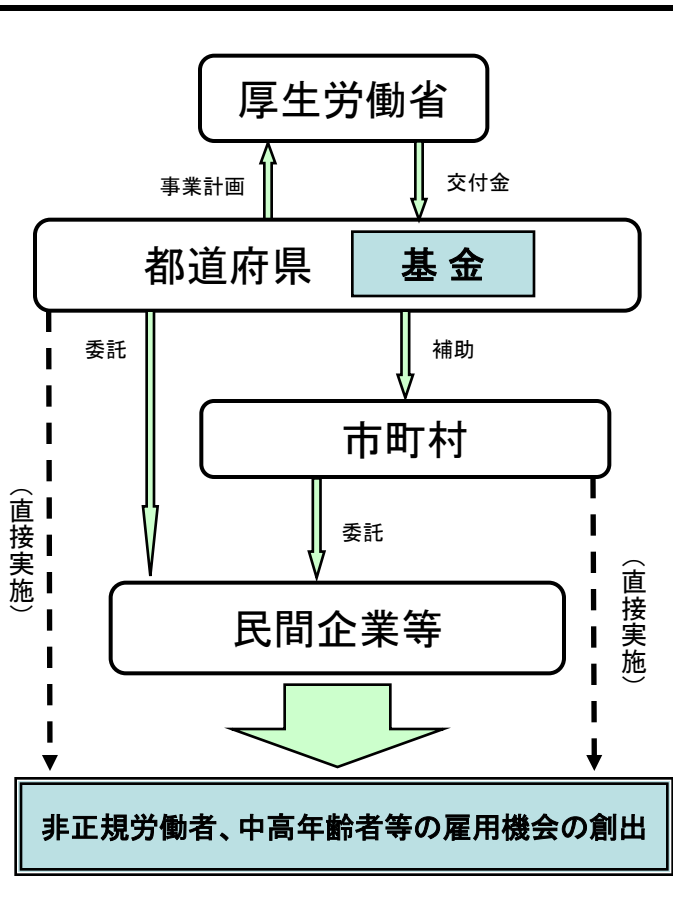
(緊急雇用創出事業(基金)の活用)

緊急雇用創出事業(基金)の拡充(3,000億円)

離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の一時的な雇用・就業機会の創出等を行う緊急雇用創出事業について、現下の雇用失業情勢の悪化を受け、さらなる雇用の受け皿を確保する必要があることから都道府県に創設した基金の積み増しを行う。

また、人材確保・人材高度化等が強く社会から要請されている分野(介護、福祉、子育て、医療、教育等)において重点的に雇用創出を図る。

概念図



事業の内容

企業の雇用調整等により、解雇や継続雇用の中止による離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の生活の安定を図るため、地方公共団体が民間企業、シルバー人材センター等に事業を委託(直轄実施も可)し、非正規労働者、中高年齢者等のための次の雇用へのつなぎの雇用・就業機会の創出を行う。
(基金は平成23年度末まで)

(具体的な事業イメージ)

- ・ 介護・福祉：研修中の介護職員の代替要員を確保する事業
地域包括支援センターにおける事務補助等を行う事業
- ・ 子育て：保育所や児童館での保育補助業務を行う事業
- ・ 医療：骨髄ドナー登録や献血の協力要請等を行う事業
- ・ 教育・文化：教員補助者(ICT支援員)による、ICTを活用した教育の充実を図る事業
- ・ 治安・防災：地域と一体となって、中山間地の山腹等を整備する里山砂防事業

(事業実施要件)

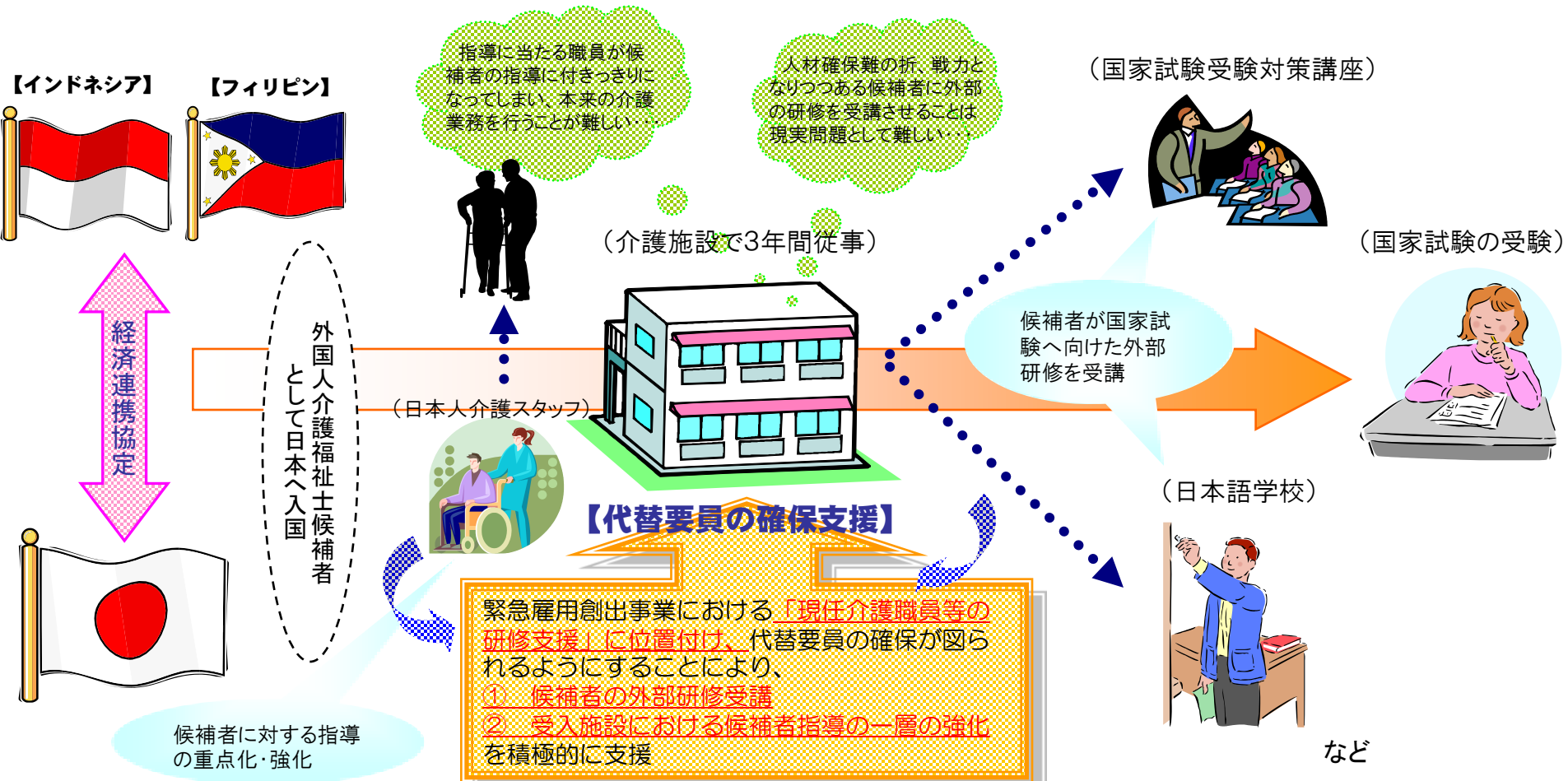
- ・ 民間企業等に委託、又は地方公共団体が直接実施すること。
- ・ 事業費に占める人件費割合が概ね7割以上であること。
- ・ 新規雇用する失業者の割合が全労働者の概ね4分の3以上であること。
- ・ 雇用就業期間は原則6ヶ月未満(介護、福祉、子育て、医療、教育等の重点分野については、更新を1回可能とし、実質1年間とする。)

(事業の規模等)

- ・ 予算額 3,000億円
- ・ 雇用創出効果 30万人

「現任介護職員等の研修支援」における外国人 介護福祉士候補者の位置付けについて

○ EPAに基づき日本に入国し介護施設で従事する外国人介護福祉士候補者が、日本語学校や介護福祉士国家試験の受験対策講座等の外部研修に通う場合に、今般の経済対策における「現任介護職員等の研修支援」の対象に位置付け、代替要員の確保を支援する。



5月28日障害保健福祉関係主管課長会議

(福祉・介護人材確保対策関係)

質疑事項登録票

| |
|--|
| <p>【都道府県、所属部局、担当者名及び連絡先】</p> |
| <p>【質疑事項】 該当する項目に○を付けてください。</p> <p>① 福祉・介護人材マッチング支援事業</p> <p>② キャリア形成訪問指導事業</p> <p>③ その他</p> |
| <p>【質疑内容】</p> <p>(項目)</p> <p>(要旨)</p> |

※ 登録先：miyamori - seiyuu@mhlw.go.jp (担当宮守)

※ 登録期限：平成21年6月5日(金)

※ 「質疑事項」①～③は、それぞれごとに別用紙にしてください。

社会福祉施設等の耐震化等の 整備について

社会・援護局福祉基盤課

社会福祉施設等の耐震化等の整備

火災発生や地震発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所される社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、都道府県に基金を造成するなどによって、耐震化及びスプリンクラー等の整備を促進する。

耐震化整備

昭和56年以前の建物は、大きな地震に耐えられない可能性が高いと言われており、従来、老朽施設等の耐震化整備の優先採択を行うなど、その整備の促進を図ってきたが、入所者の防災対策を一層進める観点から、耐震化整備を図る。

スプリンクラー整備

消防法施行令の一部改正に伴い、主として要介護状態にある方又は重度の障害者等が入所される施設で延べ275㎡以上の施設は、スプリンクラーの設置が義務づけられたこと等を踏まえ、防火安全対策の観点から、スプリンクラー整備を図る。

地上デジタル放送への対応

地上アナログ放送から地上デジタルへの移行にあたって、地上デジタル放送が生活に不可欠な地震・火災などの緊急情報を提供しており、自力で避難することが困難な方々が多く生活される社会福祉施設等の防火・防災対策に万全を期するため、地上デジタル放送を視聴するために新たに必要となる機器整備に要する費用を補助する。

※補助率1/2のほか、耐震化及びスプリンクラー整備については、地方負担の軽減措置（地域活性化・公共投資臨時交付金（内閣府）を活用）、（独）福祉医療機構融資の融資率及び貸付利率の優遇等を図る。

社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の概要

1 目的

火災発生や地震発生時に自力で避難することが困難な方々が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラー整備を促進することを目的とする。

2 交付金の規模

平成21年度補正予算額（案） 約 1, 0 6 2 億円

3 交付金の交付先

申請に基づき、都道府県に対し交付する。
なお、交付金は、補助金等適正化法の適用の対象とする。

4 基金の設置主体

都道府県（政令指定都市、中核市を含まない）

5 交付金事業の実施

交付金は、平成21年度中に基金を造成することを目的として交付し、造成された基金を活用して、平成23年度末まで支出することができるものとする。

6 対象施設

- ・ 保護施設、障害児者関係施設は公立を除く
- ・ 児童関係施設（障害児施設を除く）は公立を含む

7 交付対象事業

国から交付された交付金の財源を活用し、都道府県に基金を造成し、以下の事業を実施する。

ア 耐震化整備事業

地震発生時に自力で避難することが困難な方々が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、耐震化整備を促進する。

(注) 保育所の耐震化整備は、「安心こども基金」での対応となる。

イ スプリンクラー整備事業

消防法施行令の一部改正に伴い、火災発生時自力で避難することが困難な人が多く入所する社会福祉施設等について、スプリンクラーの設置が義務づけられたこと等から、社会福祉施設等に入所している方々の安全を確保するため、スプリンクラー整備を図る。

9 配分の考え方

ア 耐震化整備事業分

| | | |
|------|--|--------|
| 施設割分 | $615 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の非耐震化施設棟数}}{\text{全都道府県の非耐震化施設棟数}}$ | 615 億円 |
| 申請配分 | 申請に基づき配分 | 153 億円 |

イ スプリンクラー整備事業分

| | | |
|------|--|--------|
| 施設割分 | $235 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県（延べ面積}275\text{m}^2\text{以上}1,000\text{m}^2\text{未満の施設の延べ面積}+1,000\text{m}^2\text{以上の平屋建施設の延べ面積）}}{\text{全都道府県（延べ面積}275\text{m}^2\text{以上}1,000\text{m}^2\text{未満の施設の延べ面積}+1,000\text{m}^2\text{以上の平屋建施設の延べ面積）}}$ | 235 億円 |
| 申請配分 | 申請に基づき配分 | 59 億円 |

10 補助率

| | 国 | 都道府県・指定都市 ・中核市・市町村 | 設置者 |
|----|-----|-----------------------|-----|
| 民立 | 1/2 | 1/4 | 1/4 |

| | 国 | 都道府県 | 指定都市・ 中核市・市町村 |
|----|-----|------|------------------|
| 公立 | 1/2 | 1/2 | - |
| | 1/2 | - | 1/2 |

※公立は、児童関係施設のみ

社会福祉施設等耐震化等臨時特例 交付金による特別対策事業の実施 について

※本資料は現時点での案であり、今後、変更もあり得るものである。

耐震化整備事業

1 目的

地震発生時に自力で避難することが困難な人が多く入所する社会福祉施設等の安全を確保するため、耐震化整備を図ることを目的とする。

2 事業内容

施設入所者の安全・安心を確保し、地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化を図るため、改築又は補強等の整備を図るものである。

3 対象施設

| 区 分 | 設 置 者 |
|---|---|
| 救護施設、更生施設 (生活保護法38条) | 社会福祉法人又は日本赤十字社 |
| 障害者支援施設 (障害者自立支援法第5条第12項) | 地方税法第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人 (社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団・財団法人、特例民法法人等) |
| 身体障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者授産施設(入所) (障害者自立支援法附則第41条第1項) 知的障害者更生施設(入所) 知的障害者授産施設(入所) 知的障害者通勤寮 (障害者自立支援法附則第58条第1項) | 社会福祉法人 |
| 精神障害者生活訓練施設 精神障害者授産施設(入所) (障害者自立支援法附則第48条) | 社会福祉法人又は医療法人 |
| 知的障害児施設 盲ろうあ児施設(入所) 肢体不自由児施設(入所) 重症心身障害児施設 (児童福祉法第7条) | 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団・財団法人、特例民法法人 |
| 精神障害者退院支援施設 (平成18年9月29日厚生労働省告示第551号) | 地方税法第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人 (社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、特例社団・財団法人、特例民法法人等) |

| 区 分 | 設 置 者 |
|---|---|
| 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、 児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、 児童自立支援施設 (児童福祉法第7条) | 都道府県・指定都市・中核市・市町村、社会福祉法人、日 本赤十字社、特例社団・財団法人、公益社団・財団法人 |
| 児童相談所一時保護施設 (児童福祉法第12条の4) | 都道府県・指定都市・中核市・市 |
| 婦人保護施設 (売春防止法第36条) | 都道府県、社会福祉法人 |
| 婦人相談所一時保護施設 (売春防止法第34条第4項) | 都道府県 |

4 補助の要件

(1) 対象施設のうち、対象となる整備区分は次のとおりとする。

| 区 分 | 対象整備区分 |
|--|-------------------------------------|
| 救護施設、更生施設 助産施設、乳児院、母子生活支援施設 児童養護施設、情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設 婦人保護施設、婦人相談所一時保護施設 | 改 築 増改築 大規模修繕 老朽民間社会福祉施設整備 |
| 障害者支援施設、知的障害児施設 盲ろうあ児施設(入所)、肢体不自由児施設(入所) 重症心身障害児施設 | 改 築 大規模修繕 老朽民間社会福祉施設整備 |
| 身体障害者更生施設、身体障害者療護施設 身体障害者授産施設(入所)、知的障害者更生施設(入所) 知的障害者授産施設(入所) | 大規模修繕 |

(2) 整備区分の定義は次のとおりとする。

| 整備区分 | 整備内容 |
|--------------|--|
| 改築 | 既存の施設の現在定員の増員を行わないで改築整備(一部改築を含む。)をすること。 |
| 増改築 | 耐震化改築整備に併せ、現在定員の増員を図ること。 |
| 大規模修繕 | <p>既存施設の防災対策上、必要な補強改修工事や付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。</p> <ul style="list-style-type: none">・耐震補強のために必要な補強改修工事・給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事・その他必要と認められる上記に準ずる工事 |
| 老朽民間社会福祉施設整備 | <p>社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」及び平成20年6月12日雇児発第612001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間社会福祉施設等の整備について」を準用し、改築整備(一部改築を含む。)をすること。</p> |

5 補助基準

(1) 次により算出した額

○改築、増改築、老朽民間社会福祉施設整備

| 種 目 | 基 準 額 |
|-------------------------|------------------------------|
| ① 本体工事費 | 定員1人当たり基準単価×定員 1施設当たり基準単価 |
| ② 解体撤去工事費及び 仮施設整備工事費 | 定員1人当たり基準単価×定員 1施設当たり基準単価 |
| 事業費 ①+② | ①+②の合計 |

○大規模修繕

| 種 目 | 基 準 額 |
|-------|--|
| 本体工事費 | 大規模修繕については、次のいずれかで最も低い方の価格を基準とすること。 (1) 公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り (2) 民間工事請負業者2社の見積りを比較して、低い方の見積り |

(2) 対象経費の実支出額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較していずれか少ない方の額

(3) (1) と (2) を比較していずれか少ない方の額に負担割合を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

6 基準単価（事業費ベース）

【保護施設】(定員一人当たり単価)

耐震化 本体基準単価

(単位:千円)

| 施設の種 類 | | A地域 | B地域 | C地域 | D地域 |
|--------|-----|---|---|--|---------------------|
| | | 青森県、岩手県、福島県、 東京都、富山県、山梨県、 長野県、沖縄県 | 北海道、宮城県、秋田県、 山形県、茨城県、神奈川県、 新潟県、石川県、岐阜県、 静岡県、三重県、京都府、 大阪府、奈良県、鳥取県、 広島県、熊本県、鹿児島県 | 栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、 福井県、愛知県、 滋賀県、兵庫県、 和歌山県、島根県、 岡山県、山口県、 香川県、高知県、 佐賀県、長崎県、 宮崎県 | 徳島県、愛媛県、 福岡県、大分県 |
| 救護施設 | 都市部 | 8,207 | 7,819 | 7,431 | 7,043 |
| | 標準 | 7,819 | 7,452 | 7,074 | 6,707 |
| 更生施設 | 都市部 | 8,207 | 7,819 | 7,431 | 7,043 |
| | 標準 | 7,819 | 7,452 | 7,074 | 6,707 |

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日

社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 特別豪雪地域に所在する場合は、A地域単価を適用すること。

3 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

耐震化 一人当たり解体撤去工事費直接補助基準単価

(単位:千円)

| 施設の種 類 | 標 | 準 | 都 | 市 | 部 |
|--------|---|---|-----|---|-----|
| 救護施設 | | | 380 | | 399 |
| 更生施設 | | | 380 | | 399 |

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

耐震化 一人当たり仮設施設整備工事費直接補助基準単価

(単位:千円)

| 施設の種 類 | 標 | 準 | 都 | 市 | 部 |
|--------|---|---|-----|---|-----|
| 救護施設 | | | 688 | | 722 |
| 更生施設 | | | 688 | | 722 |

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。

耐震化 積雪寒冷地域体育施設に係る直接補助基準単価

(単位:千円)

| 施設の種 類 | 基 | 準 | 額 |
|-----------|---|---|--------|
| 救護施設、更生施設 | | | 68,800 |

耐震化 地域交流スペース基準単価(定額)

(単位:千円)

| 施設の種 類 | 地 域 交 流 ス ペ ー ス | 防 災 拠 点 型 |
|-----------|-----------------|-----------|
| 救護施設、更生施設 | 27,120 | 37,390 |

【障害関係施設】(1施設当たり単価)

単位:千円

| 事業名 | 定員区分 | 標準 | 都市部 |
|-------------------------|---------|-----------|-----------|
| 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 | ～40 | 140,600 | 147,600 |
| | 41～60 | 234,000 | 245,700 |
| | 61～80 | 328,700 | 345,000 |
| | 81～100 | 423,400 | 444,500 |
| | 101～120 | 517,000 | 542,800 |
| | 121～ | 611,600 | 642,100 |
| 施設入所支援加算 | 30～40 | 113,500 | 119,200 |
| | 41～60 | 189,400 | 198,800 |
| | 61～80 | 266,400 | 279,700 |
| | 81～100 | 342,200 | 359,200 |
| | 101～120 | 419,400 | 440,300 |
| | 121～ | 495,100 | 519,800 |
| 短期入所加算 | — | 12,500 | 13,200 |
| 発達障害者支援センター加算 | — | 17,200 | 18,000 |
| 就労・訓練事業等加算 | — | 54,000 | 56,700 |
| 障害児施設（入所） | 30～40 | 254,300 | 267,000 |
| | 41～60 | 423,400 | 444,500 |
| | 61～80 | 595,400 | 625,100 |
| | 81～100 | 765,900 | 804,100 |
| | 101～120 | 936,600 | 983,300 |
| | 121～ | 1,107,000 | 1,162,300 |
| 短期入所加算 | — | 12,500 | 13,200 |
| 発達障害者支援センター加算 | — | 17,200 | 18,000 |
| 就労・訓練事業等加算 | — | 54,000 | 56,700 |
| 解体撤去（入所系） | — | 16,400 | 17,200 |
| 仮設施設（入所系） | — | 29,500 | 30,900 |

【児童関係施設】(定員一人当たり単価)

1. 社会福祉施設の耐震化整備

<本体工事>

下の単価に定員数を乗じて算出した額

単位:千円

| | 基準額(定員1人当たり) | | | |
|-------------|---------------------------------|---|--|-----------------|
| | A地域 | B地域 | C地域 | D地域 |
| | 青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県 | 北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県 | 栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・島根県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県 | 徳島県・愛媛県・福岡県・大分県 |
| 児童相談所一時保護所 | 4,830 | 4,620 | 4,370 | 4,160 |
| 助産施設 | 7,260 | 6,930 | 6,610 | 6,280 |
| 乳児院 | 5,950 | 5,690 | 5,400 | 5,110 |
| 母子生活支援施設 | 18,180 | 17,310 | 16,460 | 15,580 |
| 児童養護施設 | 7,490 | 7,130 | 6,770 | 6,440 |
| 情緒障害児短期治療施設 | 9,640 | 9,180 | 8,720 | 8,260 |
| (通所部加算) | 3,370 | 3,200 | 3,040 | 2,880 |
| 児童自立支援施設 | 10,560 | 10,070 | 9,560 | 9,070 |
| (通所部加算) | 3,370 | 3,200 | 3,040 | 2,880 |
| 婦人相談所一時保護所 | 7,600 | 7,220 | 6,860 | 6,500 |
| 婦人保護施設 | 10,130 | 9,670 | 9,180 | 8,690 |

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※一部改築のように定員のすべてが工事にかからない場合、総定員数を工事にかかる定員で除した基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※大規模修繕については、次のいずれかで最も低い方の価格を基準とすること。

- (1) 公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り
- (2) 民間工事請負業者2社の見積りを比較して、低い方の見積り

<解体撤去工事、仮設施設整備工事>

下の単価に定員数を乗じて算出した額

単位:千円

| | 基準額(定員1人当たり) | |
|------------------------|--------------|----------|
| | 解体撤去工事 | 仮設施設整備工事 |
| 児童相談所一時保護所 | 220 | 400 |
| 助産施設 | 360 | 660 |
| 乳児院 | 210 | 370 |
| 母子生活支援施設 | 760 | 1,370 |
| 児童養護施設 | 320 | 580 |
| 情緒障害児短期治療施設 (入所、通所) | 370 | 690 |
| 児童自立支援施設 (入所、通所) | 460 | 820 |
| 婦人相談所一時保護所 | 210 | 390 |
| 婦人保護施設 | 440 | 790 |

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※一部改築のように定員のすべてが工事にかからない場合、総定員数を工事にかかる定員で除した基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

財政上の特別措置

| 区分 | 対象施設の種類 | 補助率 | | |
|---|--|---------|---------|---------------|
| | | 公立施設の場合 | 民立施設の場合 | |
| | | 基金 | 基金 | 都道府県・指定都市、中核市 |
| 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合 | 救護施設、更生施設、宿所提供施設、障害者支援施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設(入所)、知的障害者更生施設(入所)、知的障害者授産施設(入所) | — | 2/3 | 1/6 |
| | 乳児院 | 2/3 | 2/3 | 1/6 |
| | 助産施設、母子生活支援施設 | 3/4 | 3/4 | 1/8 |
| | 重症心身障害児施設 | — | 8/10 | 1/10 |
| 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)第2条第3項に規定する公害防止対策事業として行う場合 | 知的障害児施設、盲ろうあ児施設(入所)、 肢体不自由児施設(入所)、重症心身障害児施設、 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、 情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設 | 5.5/10 | 5.5/10 | 2.5/10 |
| 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合) | 救護施設、 障害者支援施設(生活介護又は自立訓練を行うものに限る)、 知的障害児施設、盲ろうあ児施設(入所)、 肢体不自由児施設(入所)、重症心身障害児施設 | — | 2/3 | 1/6 |
| | 乳児院、情緒障害児短期治療施設 | 2/3 | 2/3 | 1/6 |
| | 救護施設、 障害者支援施設(生活介護又は自立訓練を行うものに限る)、 知的障害児施設、盲ろうあ児施設(入所)、 肢体不自由児施設(入所)、重症心身障害児施設 | — | 2/3 | 1/6 |
| 地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合) | 乳児院、情緒障害児短期治療施設 | 2/3 | 2/3 | 1/6 |

7 その他

- (1) 耐震改修又は耐震補強のための整備は、施設入所者の安全性を確保する観点から、建築後の経過年数、老朽度等を重視した整備に努めること。
- (2) 財産処分の承認の取扱い
「厚生労働省所管一般会計補助金に係る財産処分について」（平成20年4月17日社援発0417001号により行うこと。

スプリンクラー整備事業

1 目的

消防法施行令の一部改正に伴い、火災発生時に自力で避難することが困難な人が多く入所する社会福祉施設について、スプリンクラーの設置が義務づけられたこと等に伴い、社会福祉施設等に入所している方々の安全を確保するため、スプリンクラー整備を図ることを目的とする。

2 事業内容

既存施設のうち、延べ面積275㎡以上1,000㎡未満の対象施設及び延べ面積1,000㎡以上の平屋建の施設に対しスプリンクラー整備を図るものである。

3 対象施設

- (1) 延べ面積275㎡以上1,000㎡未満の施設及び延べ面積1,000㎡以上の平屋建の施設
救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設(通所施設を除く。)、肢体不自由児施設(通所施設を除く。)、重症心身障害児施設、障害者支援施設、肢体不自由者更生施設、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設、内部障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設(通所施設を除く。)、知的障害者更生施設(通所施設を除く。)、知的障害者授産施設(通所施設を除く。)、知的障害者通勤寮、短期入所事業所
- (2) 延べ面積275㎡以上の施設で障害者自立支援法に定める「障害程度区分」4以上の者が利用する施設
共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)、福祉ホーム、精神障害者福祉ホームB型(「障害程度区分」4以上と同等の者)

4 補助要件

- (1) 消防法施行令及び同法施行規則に定める設備、設備基準及びこれらに準じた措置に基づいて設置すること。
- (2) スプリンクラー整備が設置困難で、その代替としての性格を有するパッケージ型屋内消火栓設備が整備されている場合を除く。

5 補助基準（事業費ベース）

- (1) 延べ面積275㎡以上1,000㎡未満の施設
1㎡あたり 18,000円以内
- (2) 延べ面積1,000㎡以上の平屋建の施設
1㎡あたり 34,000円以内

6 補助対象面積

施設の延べ面積を上限として都道府県が必要と認めた面積とする。

7 その他

スプリンクラー整備が以下の理由により困難な場合は、パッケージ型屋内消火栓設備を設置することを認め、同様の取り扱いとすること。

ア 水源やポンプ室等の設置が土地の制約上困難な場合

イ 建物の構造上配管工事が困難である場合

ウ スプリンクラー整備の設置工事により、入所者処遇等に相当な困難が生じることが認められる場合

エ その他上記以外にスプリンクラー設備の設置が相当困難と認められる場合

平成21年度社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金交付要綱（案）

（通則）

- 1 社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この交付金は、都道府県に基金を造成し、地震や火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラーの整備を促進することを目的とする。

（交付対象事業）

- 3 この交付金は、平成〇〇年〇月〇日〇〇〇号雇児発第〇〇号・社援発第〇〇号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知の別紙「社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領」（以下「運営要領」という。）に基づいて、都道府県が行う基金の造成（以下「事業」という。）に必要な経費を交付の対象とする。

（交付額の算定方法）

- 4 この交付金の交付額は、次の（1）及び（2）により算定された額の合計額とする。

（1）耐震化整備事業分

社会福祉施設等の耐震化整備事業分にかかる交付額は、次のア及びイにより算定された額と運営要領に定める別添の1の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

$$\text{ア } 61,405,641 \text{千円} \times \frac{\text{当該都道府県の昭和56年度以前に整備された施設のうち非耐震化施設棟数}}{\text{全都道府県の昭和56年度以前に整備された施設のうち非耐震化施設棟数}}$$

イ 厚生労働大臣が必要と認めた額

(2) スプリンクラー整備事業分

社会福祉施設等のスプリンクラー整備事業分にかかる交付額は、次のア及びイにより算定された額と運営要領に定める別添の2の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

$$\text{ア } 23,583,927 \text{千円} \times \frac{\text{当該都道府県 (延べ面積275㎡以上1,000㎡未満の施設の延べ面積} \\ \text{+1,000㎡以上の平屋建の施設の延べ面積)}}{\text{全都道府県 (延べ面積275㎡以上1,000㎡未満の施設の延べ面積} \\ \text{+1,000㎡以上の平屋建の施設の延べ面積)}}$$

イ 厚生労働大臣が必要と認めた額

(交付の条件)

5 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る経理と他の経理は区別しなければならない。
- (5) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式3による調書を作成し、これを事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (6) 基金は善良な管理者の注意をもって管理し、2の目的に反して、基金を取り崩し、処分及び担保に供してはならない。
- (7) 都道府県は、毎年度基金事業に係る経理の精算終了後、別に定めるところにより、事業実施報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(8) 基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余额を厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。

(9) 基金の解散後においても、助成事業者からの返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。

(申請手続)

6 この交付金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、平成21年〇月〇日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(実績報告)

7 この交付金の事業実績報告は、基金設置後速やかに(5の(2)に掲げる条件により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)又は平成22年4月10日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(交付金の返還)

8 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

9 特別の事情により4、6及び7に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別紙様式 1)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成 2 1 年度社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- | | | | |
|---|---------------------|---|---|
| 1 | 交付申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 基金造成経費所要額調書 (別紙 1) | | |
| 3 | 基金造成事業計画書 (別紙 2) | | |
| 4 | 添付書類 | | |
| | (1) 歳入歳出予算 (見込) 書抄本 | | |
| | (2) その他参考となる書類 | | |

別紙 1

基金造成経費所要額調書

| 区分 | 基金造成に要する経費の支出予定額 (A) 円 | 寄付金その他の収入額 (B) 円 | 差引額 (A - B) (C) 円 | 算出された合計額 (D) 円 | 交付金所要額 (CとDを比較して少ない方の額) 円 |
|------------------|------------------------------|------------------------|----------------------------|----------------------|---------------------------------|
| (1) 耐震化整備事業分 | | | | | |
| (2) スプリンクラー整備事業分 | | | | | |
| 合 計 | | | | | |

基金造成事業計画書

| 基金の保有区分 | 保管予定額 | 備 考 |
|---------|-------|-----|
| | (円) | |
| 合計額 | | |

- (注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。
2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

(別紙様式2)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成21年度社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の
事業実績報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- 1 交付精算額 金 円
- 2 基金造成経費精算書(別紙1)
- 3 基金造成事業実施状況調書(別紙2)
- 4 添付書類
 - (1) 条例
 - (2) 歳入歳出決算(見込)書抄本
 - (3) その他参考となる書類

別紙 2

基金造成事業実施状況調書

| 基金の 保有区分 | 造成年月日 | 保管額 | 年利率 | 備 考 |
|-------------|-------|-----|-----|-----|
| | | 円 | | |
| 合計額 | | | | |

(別紙様式3)

平成21年度社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金調書

平成21年度 厚生労働省所管

| 国 | | | 都道府県 | | | | | | | | 備考 | | |
|--------|-------|-----|------|-----|-----|----|----|-----|---------|------|----|---------|--|
| 歳出予算科目 | 交付決定額 | 交付率 | 歳入 | | | | 歳出 | | | | | | |
| | | | 科目 | 予算額 | 収済額 | 入額 | 科目 | 予算額 | うち交付相当額 | 支支出額 | | うち交付相当額 | |
| | | | | | | | | | | | | | |

(記入要領)

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで）を記載すること。
- 2 「都道府県」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

〇〇（都道府）社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例（参考例）

（設置の目的）

第一条 地震や火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、〇〇（都道府）県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の額）

第二条 基金の額は、〇〇（都道府）県が交付を受ける社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の額とする。（注）

（注）その他以下のような案も考えられる。

案1 基金の額は、予算で定める額とする。

案2 基金の額は、予算で定める額の範囲内で都道府県知事が定める額とする。

（管 理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益の処理）

第四条 基金の運用から生じる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処 分）

第六条 基金は、〇〇（都道府）県又は市町村が、社会福祉施設等の耐震化整備事業及びスプリンクラー整備事業のための財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

（委 任）

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

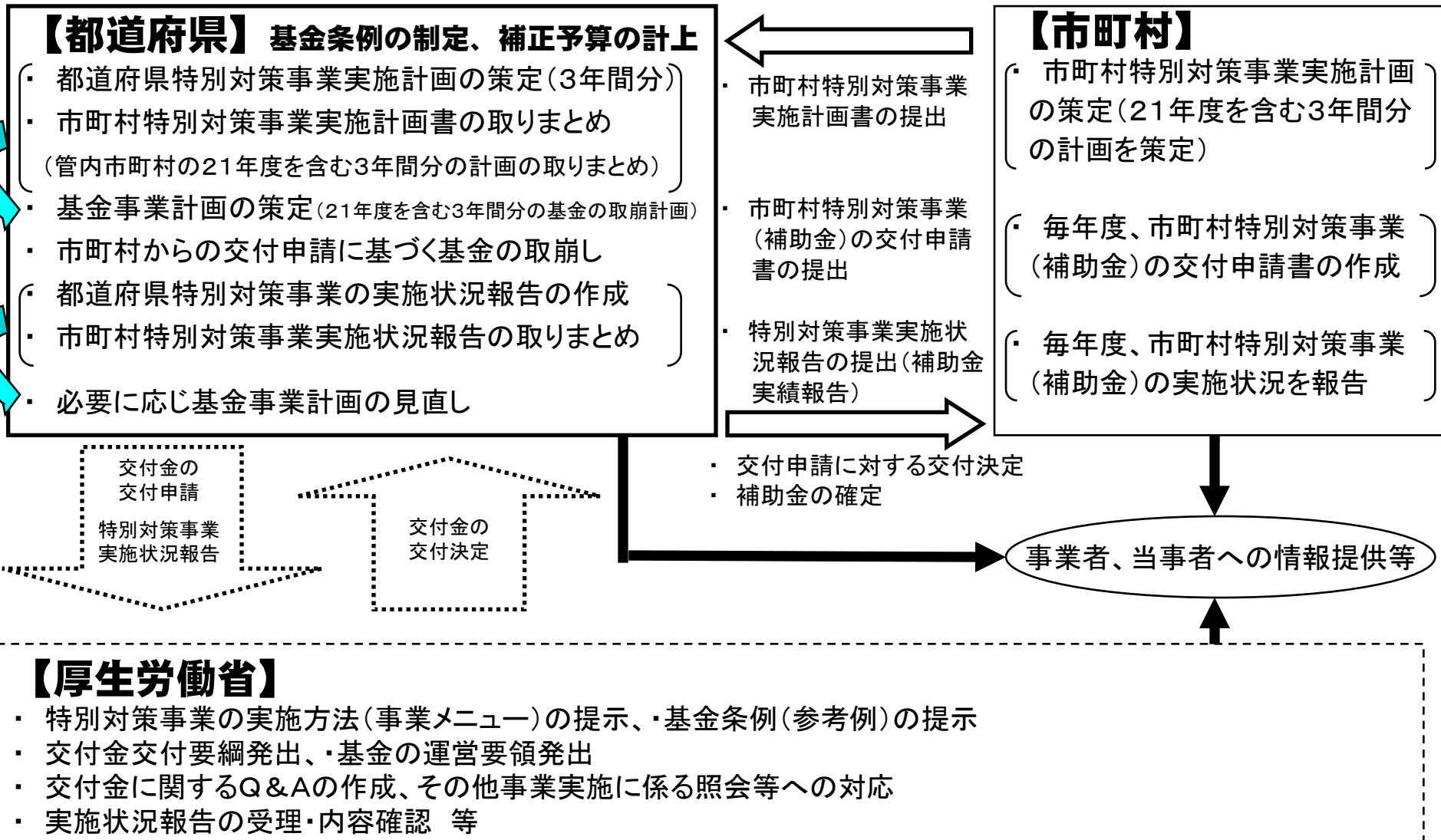
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

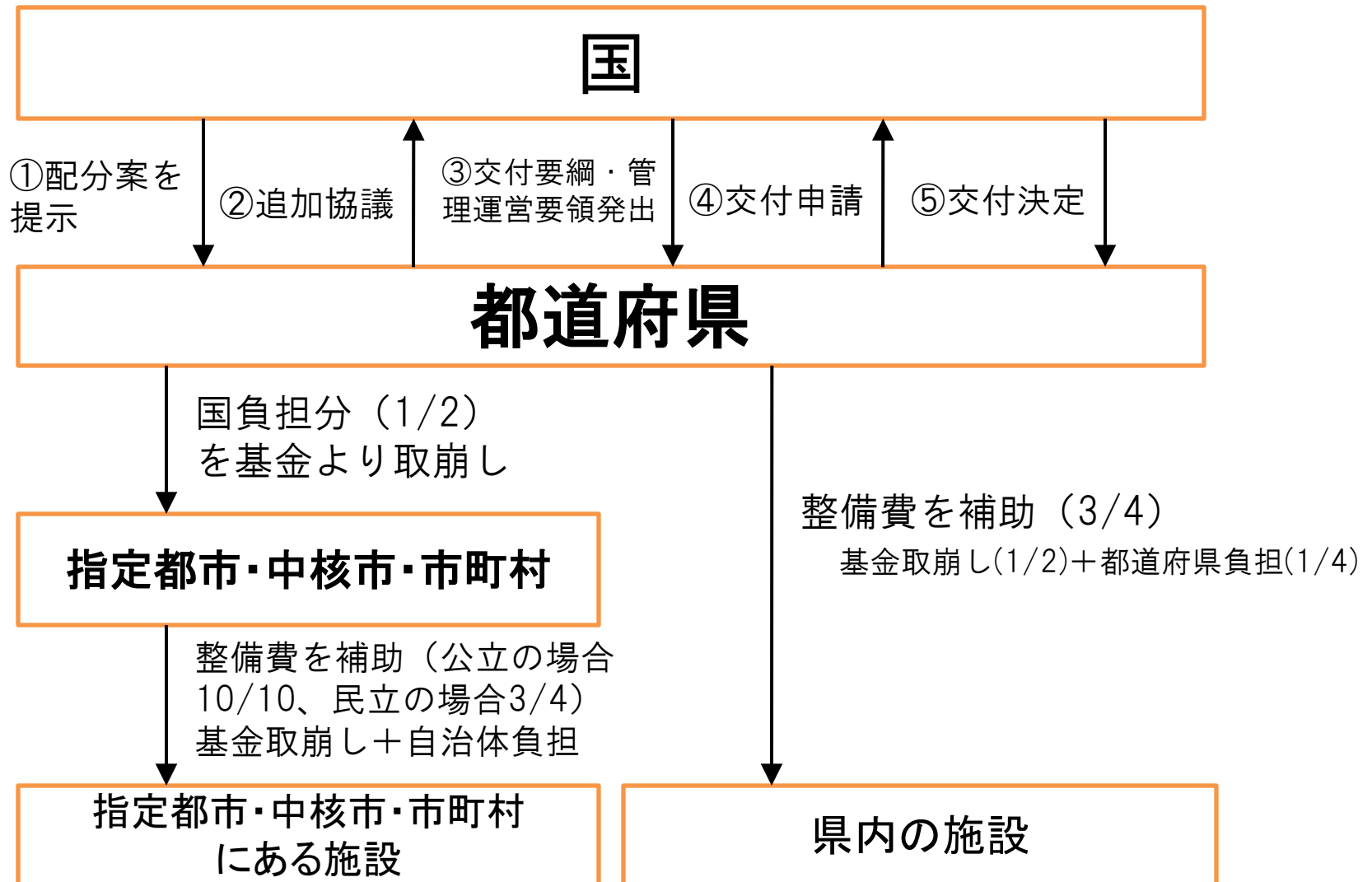
2 この条例は、平成二十四年三月三十一日まで対象となる第六条の事業の実施に基づく精算に係る日までに限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の 実施に係る事務の流れ（案）



※ここでいう「市町村」とは、指定都市、中核市、市町村をいう。

1 3 事務の流れ



都道府県、指定都市、中核市、市町村が策定する 特別対策事業実施計画

※ 平成21年度内に特別対策事業実施計画を策定

| 事業名 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 計 |
|-----------------|------|------|------|------|
| 1. 耐震化整備事業分 | 〇〇千円 | 〇〇千円 | 〇〇千円 | 〇〇千円 |
| 2. スプリンクラー整備事業分 | 〇〇千円 | 〇〇千円 | 〇〇千円 | 〇〇千円 |
| 計 | 〇〇千円 | 〇〇千円 | 〇〇千円 | 〇〇千円 |

都道府県が策定する基金事業計画

- ※1 都道府県は、都道府県の特別対策事業実施計画及び管内市町村（指定都市、中核市を含む。）から報告された市町村特別対策事業実施計画に基づき、平成21年度中に基金事業計画を策定
- ※2 都道府県は、前年度の実施状況報告及び当該年度の交付申請等を勘案し、必要に応じて基金事業計画を変更

| 事業名 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 計 |
|-----------------------------------|------|------|------|------|
| (都道府県事業分) | 〇〇千円 | 〇〇千円 | 〇〇千円 | 〇〇千円 |
| (指定都市事業分) (中核市事業分) (市町村事業分) | 〇〇千円 | 〇〇千円 | 〇〇千円 | 〇〇千円 |
| 計 | 〇〇千円 | 〇〇千円 | 〇〇千円 | 〇〇千円 |

独立行政法人福祉医療機構による融資の優遇

社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金及び介護基盤緊急整備等臨時特例交付金等に係る事業者負担分への融資について、融資率及び貸付利率の優遇等を図る。

耐震化整備及び介護基盤整備に係る優遇措置

※基金等の対象となる整備に限る。(平成23年度末まで)

融資率

施設種類に応じて「70～80%」
ただし、財特法又は特措法に基づき
国の補助の特例を受ける場合は
「通常の融資率+5%」（上限80%）

改正

一律「90%」

貸付利率

施設種類に応じて
「財投イコール～財投+0.5%」
ただし、財特法に基づき国の補助の
特例を受ける場合は「無利子」

改正

一律「財投▲0.5%」（5年間）
ただし、財特法に基づき国の補助の
特例を受ける場合は「無利子」

- 財特法：地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
- 特措法：地震防災対策特別措置法

スプリンクラー整備に係る優遇措置

融資率及び貸付利率

改正

耐震化整備及び介護基盤整備の融資率及び貸付利率と同様の措置

貸付の対象

改正

- ・ 有料老人ホームを貸付対象に追加し、貸付けの相手方を法人とする
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業の貸付けの相手方に特定非営利活動法人等を追加する

経営資金の貸付

昨今の経済情勢の急激な悪化等により、福祉サービス利用者の減少や授産施設における受注の減少等により、経営全般に影響を及ぼしている状況に鑑み、経営資金貸付の資金使途、貸付対象等の拡大を図る。 **※平成21年度末まで**

資金使途

物価高騰に伴い一時的に
必要となった資金
(燃料費及び給食材料費等)

改正

経済情勢の悪化に伴う経営環境の
変化により必要となった資金

貸付けの対象

改正

障害者自立支援法に規定する就労移行支援及び就労継続支援を実施する事業並びに旧法授産施設及び福祉工場に限り、貸付けの相手方に特定非営利活動法人を追加する

保証人

法人代表者を含め2名以上

改正

法人代表者を含め1名以上

住宅・建築物安全ストック形成事業（耐震関連抜粋）

○目的 地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業について、地方公共団体等に対し、国が必要な助成を行う。

○補助要件・補助率一覧表

| | 住宅（共同住宅を含む） | 庁舎などの建築物 |
|--------------|--|---|
| 耐震診断 | <ul style="list-style-type: none"> ●補助率 <ul style="list-style-type: none"> 【民間実施】 国：1/3、地方公共団体：1/3 【地方公共団体実施】 国：1/2 | <ul style="list-style-type: none"> ●補助率 <ul style="list-style-type: none"> 【民間実施】 国：1/3、地方公共団体：1/3 【地方公共団体実施】 国：1/3（緊急輸送道路沿道の場合は1/2） |
| 耐震改修（建替えも含む） | <p>一般住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域要件：なし ●補助率 <ul style="list-style-type: none"> 【民間実施】 国：11.5% 地方公共団体：11.5% 【地方公共団体実施】 国：11.5% | <p>多数の者が利用する建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域要件：なし ●補助率 <ul style="list-style-type: none"> 【民間実施】 国：11.5% 地方公共団体：11.5% 【地方公共団体実施】 国：11.5% <p>避難所等建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ●建物要件 <ul style="list-style-type: none"> 地域防災計画に位置づけられた又は位置づけられる予定の避難所等 ●補助率 <ul style="list-style-type: none"> 【民間実施】 国：1/3 地方公共団体：1/3 【地方公共団体実施】 国：1/3 |
| | <p>緊急輸送道路沿道住宅・建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域要件：緊急輸送道路沿道 ●補助率 <ul style="list-style-type: none"> 【民間実施】 国：1/3 地方公共団体：1/3 【地方公共団体実施】 国：1/3 ※ 除却費・補償費（移転費、仮住居借上げ費）も補助対象（補助率：1/3） | |
| | <p>避難路沿道等住宅・建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域要件：避難路沿道等 ●補助率 <ul style="list-style-type: none"> 【民間実施】 国：1/6 地方公共団体：1/6 【地方公共団体実施】 国：1/6 ※ 除却費・補償費（移転費、仮住居借上げ費）も補助対象（補助率：1/3） | |

※戸建住宅の補助限度額は32,600円/㎡、建築物・共同住宅については47,300円/㎡

（特に倒壊の危険性が高い住宅・建築物については、補助限度額を1.5倍とする）

※地域要件の他にも計画要件、建築物等の要件あり

| | |
|-----|--|
| PR等 | <ul style="list-style-type: none"> ●補助対象 <ul style="list-style-type: none"> 耐震改修促進計画等に定められた取組方針に基づく事業（耐震改修促進計画策定費、耐震改修設計費、PR費用、死亡時一括償還融資活用の不動産鑑定費用・事務手数料費等） ●補助率 <ul style="list-style-type: none"> 【民間実施】 国：1/3 地方公共団体：1/3 【地方公共団体実施】 国：1/2 |
|-----|--|

| | |
|-------|---|
| モデル事業 | <p>地方公共団体における事業推進のための連携体制の構築に係る事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●補助対象 <ul style="list-style-type: none"> 耐震改修促進計画の策定費用、専門家の派遣に要する費用、技術者の育成に要する費用等 ●補助率 <ul style="list-style-type: none"> 国：10/10（定額補助、上限1,500万円程度） |
| | <p>耐震改修の普及啓発の一環として実施する具体の耐震改修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●補助対象 <ul style="list-style-type: none"> 住宅・建築物の耐震改修に要する費用（調査設計計画費を含む） ●補助率 <ul style="list-style-type: none"> 【民間実施】 国：1/2 地方公共団体：なし 【地方公共団体実施】 国：1/2 地方公共団体：1/2 |

※赤字：平成21年度1次補正拡充内容（平成22年度着手まで）

※青字：平成21年度1次補正追加内容（平成21年度着手まで）

地域活性化・公共投資臨時交付金の概要

「経済危機対策」（平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済危機対策閣僚会議合同会議決定）において、「本対策における公共事業等の追加に伴う地方負担の軽減を図り、地方公共団体が国の施策と歩調を合わせ、地域における公共投資を円滑に実施することができるよう、補正予算債による対応に加え、各地方公共団体の負担額等に応じて配分する「地域活性化・公共投資臨時交付金（仮称）」を交付する。」とされたことを踏まえ、平成21年度補正予算において創設。

1 平成21年度補正予算計上額 1兆3790億円

※経済対策における公共事業等の追加に伴う地方負担総額の9割程度。

2 所管 内閣府（地域活性化推進担当室） ただし、各府省に移し替えて執行

3 交付対象等

(1) 交付対象：実施計画を策定する地方公共団体

(2) 交付方法：実施計画に掲載された事業のうち国庫補助事業の地方負担分と地方単独事業の所要経費の合計額に対し、交付限度額を上限として交付金を交付

(3) 交付限度額：各地方公共団体の追加公共事業等（直轄及び補助）の地方負担額等をベースとして算定。

ただし、財政力の弱い団体等に配慮し、財政力指数等により調整。

4 使途 実施計画に掲載された以下の事業の地方負担分に充当（建設地方債対象事業に限る）

○地方単独事業

○国庫補助事業（法令に国の補助率又は負担率の定めがあるものを除く。）

※財政事情、地方単独事業の事業量、追加公共事業等の執行予定等に応じ、一部を基金に積み立て、平成22年度以降における地方単独事業等の財源とすることも可。

5 参考

・ 追加公共事業等の地方負担に対しては、補正予算債を充当可。

・ 地方単独事業の財源とする予定であった地方債等を追加公共事業等に係る地方負担の財源に振替えることにより、追加公共事業等の地方負担を実質的に軽減。

地域活性化・経済危機対策臨時交付金の概要

「経済危機対策」（平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済危機対策関係会議合同会議決定）において、「地方公共団体において、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じるきめ細かな事業を積極的に実施できるよう、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金（仮称）」を交付する。」とされたことを踏まえ、平成21年度補正予算において創設。

1 予算要求額 1兆円（平成21年度補正予算）

2 所管 内閣府（地域活性化推進担当室） ただし、各府省に移し替えて執行

3 交付対象等

(1) 交付対象：実施計画を策定する地方公共団体

(2) 交付方法：実施計画に掲載された事業のうち国庫補助事業の地方負担分と地方単独事業の所要経費の合計額に対し、交付限度額を上限として交付金を交付

(3) 交付限度額：地方交付税の基準財政需要額の算定方法等に準じて、外形基準に基づき設定
※財政力の弱い団体や離島や過疎等の条件不利地域等に配慮するとともに、財政力が著しく高い団体については一定の制限を行う。

4 使途 実施計画に掲載された以下の事業の地方負担分に充当

○地方単独事業

○国庫補助事業（法令に国の補助率又は負担率の定めがあるものを除く。）

5 事業例

●地球温暖化対策

自治体や公立学校等への太陽光パネルの設置、自治体の公用車の環境対応車への買換え 等

●安全・安心の実現

消防防災資機材の整備、救急・救助体制の整備 等

●少子高齢化 社会への対応

介護施設の緊急整備、保育所施設整備 等

●その他

地上デジタル放送の推進に係る受信機器購入等の支援について

(1) 支援の概要について

総務省では、経済的な理由で地上デジタルテレビジョン放送を見ることのできない世帯（具体的には日本放送協会（NHK）と受信契約を結んでおり、受信料が全額免除となる世帯）に対して、簡易なチューナーを無償給付する等の支援事業を平成 21 年度から行います。

(2) 支援の対象

まだ地上デジタルテレビ放送を見ておらず、地上アナログテレビ放送を見ている世帯で、「NHKと放送受信契約があり、放送受信料が全額免除になっている世帯」が対象です。

具体的には、以下の世帯が対象となります。

◇公的扶助受給世帯

（生活保護受給世帯、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律による被援護者、永住帰国した中国残留邦人等の世帯）

◇市町村民税非課税の障害者世帯

（身体、知的、精神のいずれかの障害者を世帯構成員とし、世帯全員が市町村民税非課税の世帯）

◇社会福祉事業施設入所者

（社会福祉事業施設に入所されていて自らテレビを持ち込んでいる世帯）

(3) 支援の内容

支援の内容は次のとおりです。

① 簡易なチューナーの給付

現在お持ちのアナログテレビに接続することで、地上デジタルテレビ放送を見ることができ
る「簡易なチューナー」を無償で給付します。

基本的に各世帯を訪問し、設置・操作説明を行います。

② 室内アンテナの給付・アンテナの改修など

一戸建てにお住いで、アンテナ改修が必要な場合は、室内アンテナの給付や屋外アンテナの
改修を無償で行います。

共同受信施設を利用している場合は、デジタル放送に対応したものに改修する費用のうち、
対象となる世帯が負担する額を給付します。

(4) 支援の開始時期、支援期間

支援の開始は、平成 21 年 8 月頃の受付開始、秋以降からの支給開始を予定しています。具体的
な日程等は改めてお知らせします。

支援期間は、平成 21 年度から 23 年度までの約 3 年度の間を予定しています。

(5) 支援の申込み先（支援を行う機関）

支援を行う機関は現在公募を行っております。決定次第改めてお知らせします。

(6) 地方自治体に御協力いただきたい事項

各自治体において、本支援の対象となる世帯に確実に情報が届くよう、以下の点について御協力をお願いしたいと考えております。

まず、生活保護受給世帯等に関しましては、

- ① 各地の福祉事務所に説明ペーパーを設置・手交いただくこと
- ② ケースワーカーの皆様へ、世帯を訪問する際に説明ペーパーを持参・手交いただくこと、又は資料を送付する際に同封いただくこと
- ③ 対象世帯と接点のある自治体の窓口、外部機関、施設等に説明ペーパーを設置・手交いただくこと

をお願いしたいと考えております。

また、市町村民税非課税の障害者、社会福祉事業施設入所者等に関しましては、

- ④ 対象世帯と接点のある自治体の窓口、外部機関、施設等に説明ペーパーを設置・手交いただくこと

をお願いしたいと考えております。

その他、全体としましては、

- ⑤ 各自治体の広報誌等に情報を掲載いただくこと
- ⑥ 関係する会議、集会等の場で御周知いただくこと

をお願いしたいと考えております。

なお、支援の準備が整い次第、申込書類やパンフレット等につきましても、上記①～⑥と同様の手法で配付等の御協力をお願いしたいと考えております。(用意ができましたら、改めてお願いさせていただきます。)

(7) 社会福祉事業施設に御協力いただきたい事項

社会福祉事業施設入所者に関しては、お部屋に御自身のテレビをお持ちで、地上アナログ放送をご覧になっている入所者の方が、支援(簡易なチューナーの給付)の対象となります。

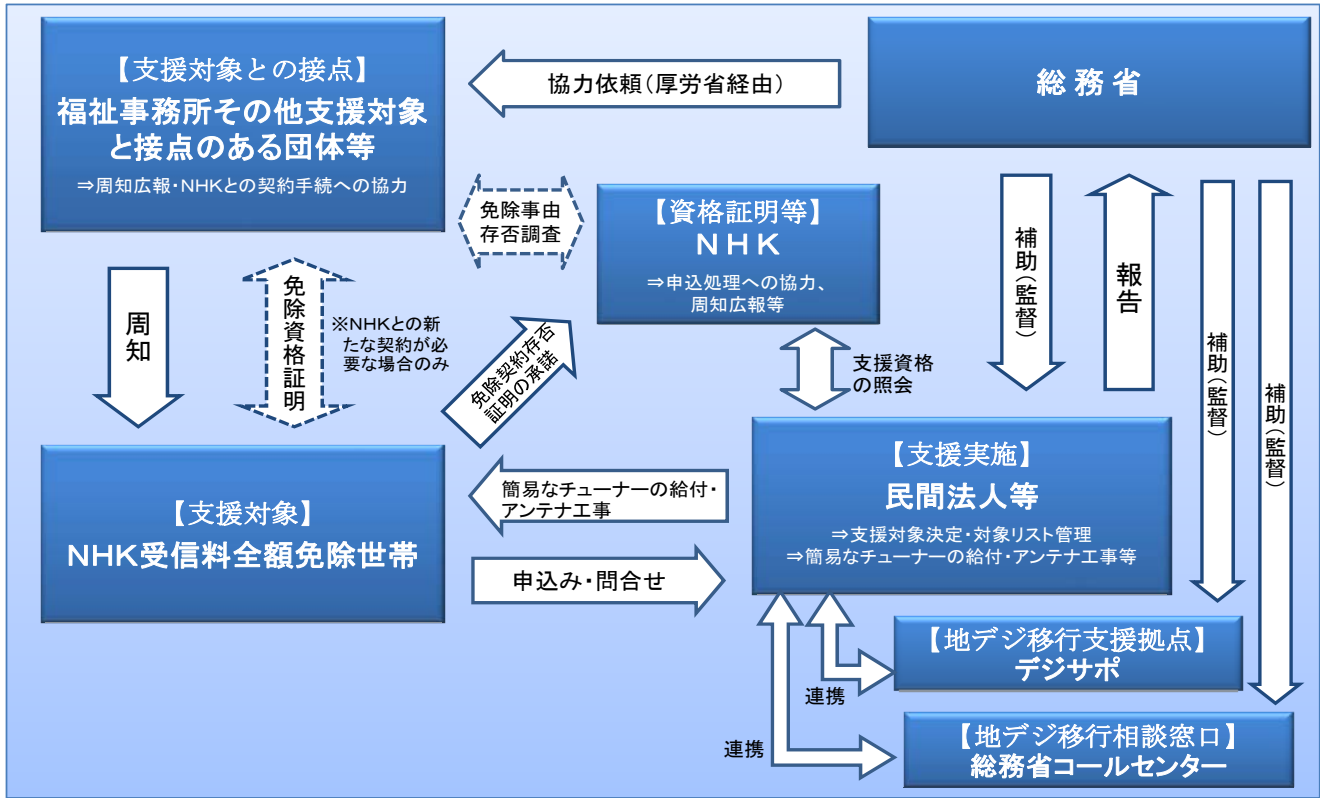
社会福祉事業施設においては、当面、入所されている方に対して、周知広報(国でこのような支援があること、NHKとの受信契約・受信料全額免除が必要であること等)の御協力をお願いしたいと考えております。

また、支援体制が整いましたら、支援の申込みに関して、以下の御協力をお願いしたいと考えております。(詳しくは別途改めてお願いする予定です。)

- ① 必要に応じて、申込書等の取り寄せ(申し出に応じて支援実施法人より送付)
- ② 施設に入所されている方で支援を希望される方の申込みのとりまとめ
- ② NHK受信契約・受信料全額免除に係る手続きに係る御協力
 - ・施設長により入所の証明をいただくこと
 - ・入所者の免除申請書の取りまとめ 等

【参考】支援の実施体制、申込手順等のイメージ

支援内容の概要・実施体制

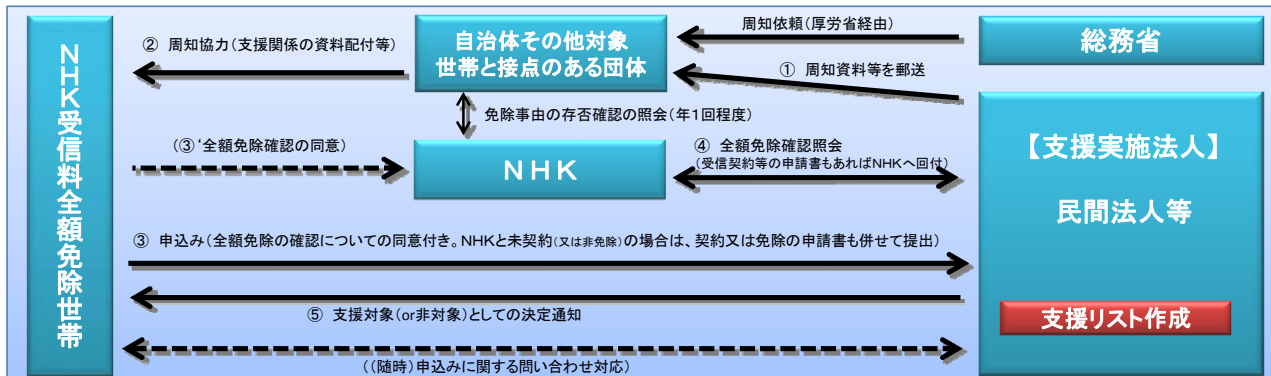


申込手順・支援決定手順／基本パターン

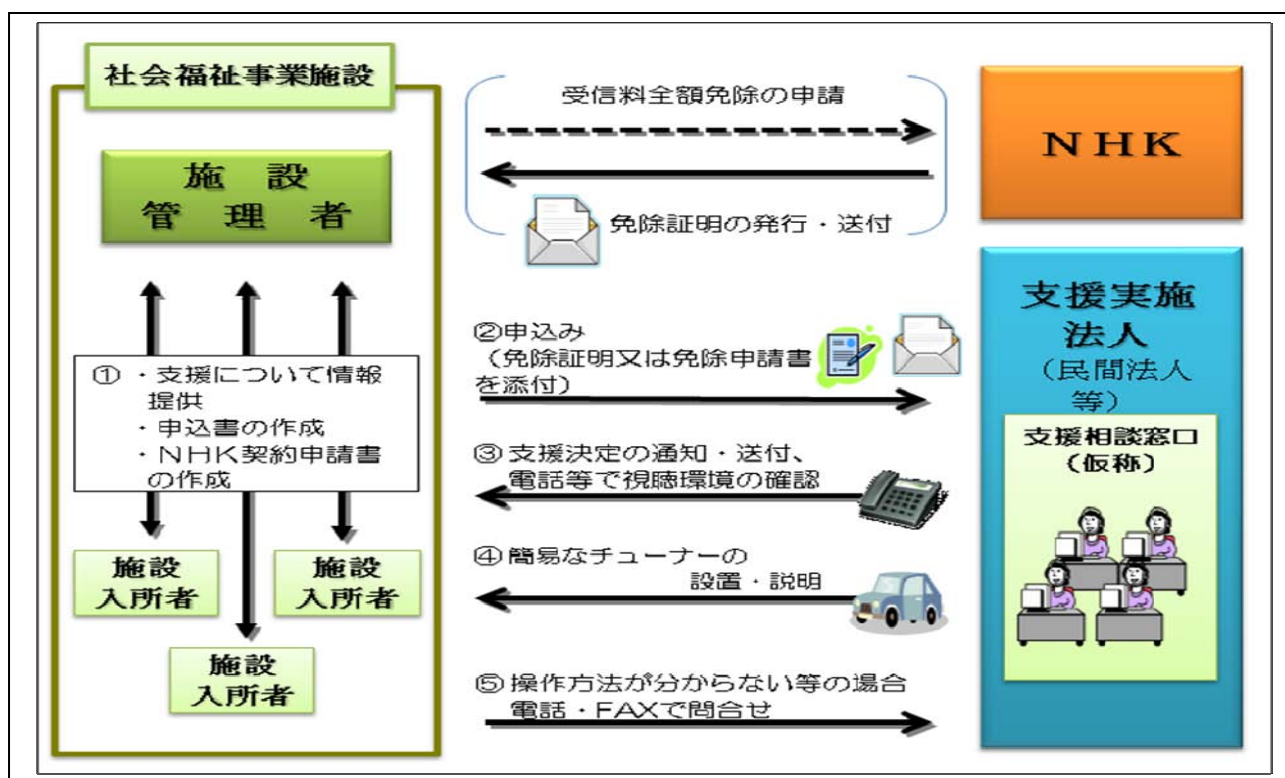
○ 申込手順の概要

- 自治体(福祉事務所等)その他対象世帯と接点のある団体等を通じ、本支援の周知又は資料等を配付する。対象世帯からの問合せに応じて、支援実施法人から申込書を送付する。支援を申し込む世帯は、申込みに当たって、以下の書類等を支援実施法人へ提出していただく。
 - 1) 申込書(氏名、住所、電話番号など)
 - 2) 個人情報の提供に係る同意書(NHKへの情報提供に係る承諾、本事業を担う民間法人等に対する提供に関する承諾等)
 - 3) 誓約書(地上デジタル放送が視聴できる環境にないこと、不正行為がある場合にはペナルティを受けることに同意すること等)
 - 4) NHKの放送受信契約書(受信料全額免除申請書を含む。))※ 本支援の申込みに併せてNHKと契約を結ぶ場合。
- NHKの役割
 - ・ NHKは、申込者の同意に基づき、自ら有しているリストで、受信料全額免除の該当の有無を確認、支援実施法人に回答する。
- 自治体(福祉事務所等)その他対象世帯と接点のある団体等の役割
 - ・ 支援関係の資料を配付する等、周知に協力する。
- 支援実施法人の役割
 - ・ 対象世帯の求めに応じ、申込書を送付する。
 - ・ 申込みを受け付け、NHKへの照会を経て、支援の決定等を行い、その結果を申込者に通知する。

○ 申込手順のイメージ(基本パターン)



社会福祉事業施設の係る支援のイメージ図



[担 当]

総務省情報流通行政局放送政策課 松本課長補佐、石井係長

TEL : 03-5253-5807

FAX : 03-5253-5779

地上デジタル放送を受信するための 簡易なチューナーの無償給付などの支援について

地上デジタル放送を見るために。

2011年7月までに今までのテレビ放送（地上アナログ放送）は終了します。
それまでにみなさまのテレビを「地上デジタル放送」対応にかえていただく必要があります。

地上デジタル放送の番組を見るためには、地上デジタルテレビに買いかえるか、
お手持ちのアナログテレビに「地上デジタルチューナー」をつなぐなどの必要があります。

今回、そのための簡易なチューナーの無償給付などの支援を行います。

1 どのような支援なのですか？

総務省では、経済的な理由で地上デジタル放送がまだ受信できない方に対して、簡易なチューナーの無償給付などの支援を行います。

2 誰が支援を受けられるのですか？

日本放送協会（NHK）の受信料が全額免除の世帯で、以下の世帯が対象です。

生活保護などの公的扶助を受けている世帯

市町村民税が非課税となる障害者の世帯

社会福祉事業施設に入所されている人

3 支援の内容は？

簡易なチューナーを無償で給付します。（テレビは給付しません。）

今お持ちのテレビ（アナログテレビ）につなぐことで、地上デジタル放送を受信することができる簡易なチューナーを差し上げます。基本的に、お住まいまで訪問して設置し、操作説明を行います。

アンテナ工事などが必要な場合はその支援も行います。

室内アンテナの無償給付、または屋外アンテナの無償改修などを行います。

4 支援の開始時期は？

平成21年秋以降を予定しています。

5 支援の申込先は？

平成21年夏ごろに申込みの受付を開始する予定です。

申込先が決まり次第、申込方法とあわせて、お知らせします。

ちゅうい 注意していただきたい点について

しえん 支援を受けるには、NHKと受信契約を結び、ぜんがくめんじょ 全額免除を受けることが必要です。なるべく早めにけいやくてつづきなど 契約手続等をお願いします。

しえん げんぶつきゅうふ 支援は現物給付です。じしん こうにゅう ご自身で購入したチューナー、アンテナ等の精算はできません。

きょうどうじゅしんしせつ 共同受信施設の各世帯が負担する改修経費への支援は、しせつ せっちしゃ かんりしゃ 施設の設置者（管理者）の協力をいただくことが原則となります。その上で、みつもりしよ こうじかんけいしよるい 見積書などの工事関係書類や、せいきゅうしよ りょうしゅうしよ 請求書（または領収書）などの証拠書類が必要となります。

地上デジタル放送が始まっていない地域の方は、しえん デジタル放送開始後に支援を行うことになります。

地デジであなたをだます **さぎ 詐欺** にご注意！

テレビの地デジ対応やアンテナ交換などを口実にした詐欺が発生しています。

身におぼえのない工事や代金請求にはご注意ください。

地デジ対応で、総務省やテレビ局、その関係機関がお金を請求することは一切ありません。このような請求を受けたときは、すぐには支払わず、総合通信局（総務省の地域機関）、お近くの警察署、または消費生活センターへご相談ください。

しえん この支援に関してのお問い合わせ先

【支援策全体】総務省地デジコールセンター：0570-070101
(上記ナビダイヤルがご利用になれない場合 03-4334-1111)

【NHKとの契約、受信料免除手続】NHK視聴者コールセンター：0570-077077
(上記ナビダイヤルをご利用になれない場合 044-871-8444
または 06-6910-3315)

心神喪失者等医療観察法 指定入院医療機関の整備

○ 心神喪失者等医療観察法指定医療機関の整備等について

「医療観察法(以下、「法」という。)」は、平成15年7月に公布され、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った法対象者に対して、適切な医療を提供し、社会復帰の促進を図っているところである。

しかし、法に基づく指定入院医療機関の整備が進まない状況や地域社会における処遇が円滑に進んでいない現状があることから、都道府県におかれては、指定入院医療機関の整備をはじめとする法の運用への協力をこれまで以上に願います。

(1) 指定入院医療機関の緊急的確保について

医療観察法に基づく指定入院医療機関の確保については、全国で720床程度を目標として整備を進めており、これまでに国関係では、国立精神・神経センター及び国立病院機構が設置する精神科専門医療機関において13箇所(386床)の整備を、都道府県関係については3つの自治体の協力を得て、55床の整備をそれぞれ行ったところであるが、都道府県関係での病床整備の遅れを背景として必要病床数の整備が進んでいないのが現状である。

法が目的とする円滑な社会復帰の実現を図るためには、法に基づく医療と都道府県・市区町村(精神保健福祉センター、保健所、福祉事務所等)による精神保健福祉法、障害者自立支援法、生活保護法等の援助がそれぞれ有機的に連携しながら、法対象者や家族の意向に沿ったきめ細やかな対応を、居住する地域において一体的に行う必要がある。

このため、都道府県において指定入院医療機関の整備をしていくことは不可欠であるため、厚生労働省としては、平成21年度予算において、①指定入院医療機関整備費の充実、②指定入院医療機関の整備に伴う地域共生の促進(周辺環境整備)を図るなど、重点的取り組みを実施しているところであり、都道府県立精神科病院の必要な機能を考慮の上、病棟の一部を活用した病床や専門病棟の緊急的確保をお願いします。

(2) 地域社会における処遇の円滑な実施等について

法に基づく地域社会における処遇については、「地域社会における処遇のガイ

ドライン(平成17年7月14日障精発0714003号)(以下、「ガイドライン」という。))に基づき行われているところであるが、法対象者に対する地域社会における処遇をより円滑に進めるためには、精神保健福祉に携わる地域関係者の協力の下に、ガイドラインに基づく地域処遇体制の基盤構築を図ることが重要であると考えている。

厚生労働省としては、医療観察法の地域処遇体制の強化が図られるよう、障害者自立支援対策臨時特例交付金による事業(医療観察法地域処遇体制強化事業)や障害福祉サービス報酬改定による対応を実施しており、法の目的である継続的な医療の提供と社会復帰の促進に努めているところである。都道府県におかれては、ガイドラインに基づく地域連携体制の基盤構築の充実を図るとともに、法対象者が居住する地域において適切な通院処遇が図られるよう、指定通院医療機関を引き受ける医療機関の確保について、引き続きご協力を賜りたい。

なお、法に基づく医療を提供した結果、当該対象者に対する法に基づく医療は終了し、精神保健福祉法に基づく医療に移行する事例がある。こうした対象者については、個別に居住地の都道府県と相談の上、都道府県立病院での医療の提供を引き続きお願いしたいと考えているので、都道府県立病院での受入れや、当該対応が困難な場合における受入れ先の確保を図っていただくようお願いする。

医療観察法の運用状況について

医療観察法は、心神喪失又は心神耗弱の状態（精神障害のために善悪の区別がつかないなど、刑事責任を問えない状態）で、重大な他害行為（殺人、放火、強盗、強姦、強制わいせつ、傷害）を行った人に対して、適切な医療を提供し、社会復帰を促進することを目的とした制度である

1. 指定入院医療機関の整備状況

- 国関係では、13か所を指定済で、3か所において開棟予定、都道府県関係では、3か所を指定済で、7か所において開棟予定・建設準備中
- 全国で720床程度の整備を目標とし、現在のところ441床(国関係386床、都道府県関係55床)を整備
- 法が目的とする円滑な社会復帰を図るためには、法対象者が居住するそれぞれの都道府県において、指定入院医療機関を整備していくことは急務の課題であり、都道府県立精神科病院の必要な機能を考慮の上、病棟の一部を活用した病床や専門病棟の緊急的確保をお願いする

2. 法に基づく地域処遇の適切な実施

- 指定通院医療機関については全国で330か所の医療機関を指定
- 医療観察法の通院処遇者は、今後、移行通院群[入院処遇から通院処遇への移行]を中心として、増加が見込まれる。
医療観察法の通院処遇においては、医療観察法に基づく医療のみならず、精神保健福祉法、障害者自立支援法、生活保護法等の援助も行われる。このため、法対象者の円滑な社会復帰に資する地域処遇を図る観点から、都道府県及び市町村等の関係機関においては、平素から緊密に連携し、地域連携体制を構築されるとともに、指定通院医療機関の確保をお願いする

医療観察法の仕組み

(制度は、法務省・厚生労働省共管)

平成15年7月成立・公布、平成17年7月15日施行

心神喪失等で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、病状の改善及び同様の行為の再発防止を図り、その社会復帰を促進するよう、対象者の処遇を決定する手続等を定めるもの。

医療観察法における入院医療及び通院医療は厚生労働大臣が行う

重大な他害行為

裁判官と精神保健判定医の合議制

検察官

不起訴

(心神喪失等を認定)

検察官による申立て

地方裁判所における審判

入院医療の提供

- ・入院医療(指定入院医療機関)
- ・設置主体は、国、都道府県、特定独立行政法人に限定。
(入院期間は標準で18ヶ月程度)
- ・指定入院医療機関病床数の整備目標は720床程度

退院決定

入院・再入院決定

地域での支援

- ・精神保健観察(保護観察所)
- ・入院によらない医療(通院医療)
(指定通院医療機関)
- ・精神保健福祉法等に基づく援助
(都道府県・市町村等)

原則3年で終了

入院決定

通院決定

鑑定入院

不処遇

鑑定入院は、精神科病院で実施(期間は2ヶ月が原則)

実刑判決

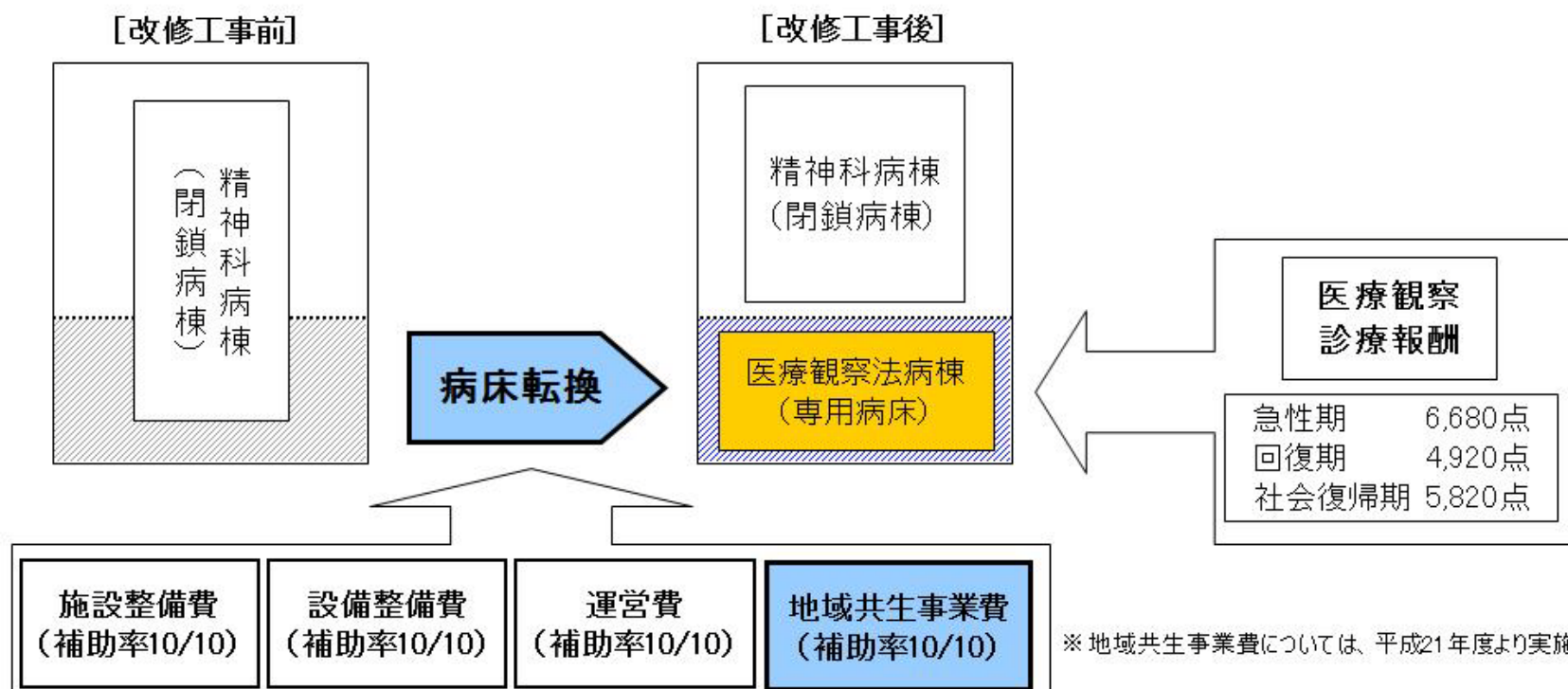
刑務所

一般の精神保健福祉

都道府県における指定入院医療機関の緊急整備のお願い

法に基づく指定入院医療機関の整備が進まない場合、法対象者の入院先がなくなる状況が恒常化するおそれがあるため、都道府県立精神科病院の必要な機能を考慮の上、病棟の一部を活用した病床や専門病棟の緊急的確保をお願いする

図：病棟の一部を活用した病床整備のイメージと主な財政支援措置



法に基づく指定入院医療機関について

1. 指定基準上の取扱い

表：主な人員配置基準と施設基準

| 人員配置基準 | 病床数 | 30 | 15~29 | 14以下 |
|--------|--|---------------|---------------|---------------|
| | 医師 | 8:1(1/2以上は常勤) | 8:1(1/2以上は常勤) | 8:1(1/2以上は常勤) |
| | 常勤精神保健指定医 | 1名以上 | 1名以上 | 1名以上 |
| | 常勤看護師 | 1:1.3+4 | 1:1.3+4 | 1:1.3 |
| | 臨床心理技術者、作業療法士、精神保健福祉士 | 5:1+1 | 5:1+1 | 5:1+1(注) |
| 施設基準等 | 全室個室で、床面積は10㎡以上、2カ所以上の診察室あり、次に掲げる施設を有していることを標準とする(酸素吸入装置・吸引装置等を有する処置室、床面積10㎡以上の保護室、集団精神療法室、作業療法室、入院対象者が使用できる談話室・食堂・面会室・浴室及び公衆電話) | | | |
| | 「新病棟外部評価会議」、「新病棟運営会議」、「新病棟倫理会議」、「新病棟治療評価会議」及び「地域連携を確保するための会議」を設置し、定期的に開催すること | | | |
| | 緊急時の対応のため、「事故・火災発生対応マニュアル」及び「無断退去等対応マニュアル」が整備されていること | | | |
| | 無断退去を防止するため、玄関の二重構造等安全管理体制が整備されていること | | | |
| | 当該入院医学管理の実施等については、「指定入院医療機関運営ガイドライン」を参考とすること | | | |

※5床以下の場合は臨床心理技術者、作業療法士、精神保健福祉士3名のうち1名は非常勤の配置で可

2. 診療報酬上の取扱い

[基本単価]入院医学管理料(1人1日当たり)
急性期(6,680点)、回復期(4,920点)、社会復帰期(5,820点)

[加算]

15床～29床の指定入院医療機関については、当該病床数に応じた加算額が算定可能

指定入院医療機関の整備状況

※ ■は稼働中の指定入院医療機関

1. 国関係（13医療機関が稼働中）

| | | |
|----------------------------|-----|-------------------------------|
| ①国立精神・神経センター病院(東京都) | 33床 | 17.7.15開棟 |
| 国立精神・神経センター病院(東京都) | 33床 | 平成21年度中 開棟予定 |
| ②国立病院機構花巻病院(岩手県) | 33床 | 17.10.1開棟 |
| ③国立病院機構東尾張病院(愛知県) | 33床 | 17.12.1開棟 |
| ④国立病院機構肥前精神医療センター(佐賀県) | 33床 | 18. 1.1開棟 |
| ⑤国立病院機構北陸病院(富山県) | 33床 | 18. 2.1開棟 |
| ⑥国立病院機構久里浜アルコール症センター(神奈川県) | 50床 | 18. 4.1開棟 (20.3.14、20.10.1増床) |
| ⑦国立病院機構さいがた病院(新潟県) | 33床 | 18. 4.1開棟 |
| ⑧国立病院機構小諸高原病院(長野県) | 17床 | 18.6.15開棟 |
| ⑨国立病院機構下総精神医療センター(千葉県) | 33床 | 18.10.10開棟 |
| ⑩国立病院機構琉球病院(沖縄県) | 21床 | 19. 2. 1開棟 |
| 国立病院機構琉球病院(沖縄県) | 12床 | 平成21年度中 増築開棟予定 |
| ⑪国立病院機構菊池病院(熊本県) | 17床 | 19.9.3開棟 |
| ⑫国立病院機構榊原病院(三重県) | 17床 | 19.10.15開棟 |
| ⑬国立病院機構賀茂精神医療センター(広島県) | 33床 | 20.6.24開棟 |
| ⑭国立病院機構松籟荘病院(奈良県) | 33床 | 平成21年度中 開棟予定 |

総整備予定病床数は464床、386床が稼働中

(病床数は予備病床を含む)

指定入院医療機関の整備状況

※ ■は稼働中の指定入院医療機関

2. 都道府県関係(原則として、全ての都道府県において整備を目指す。)

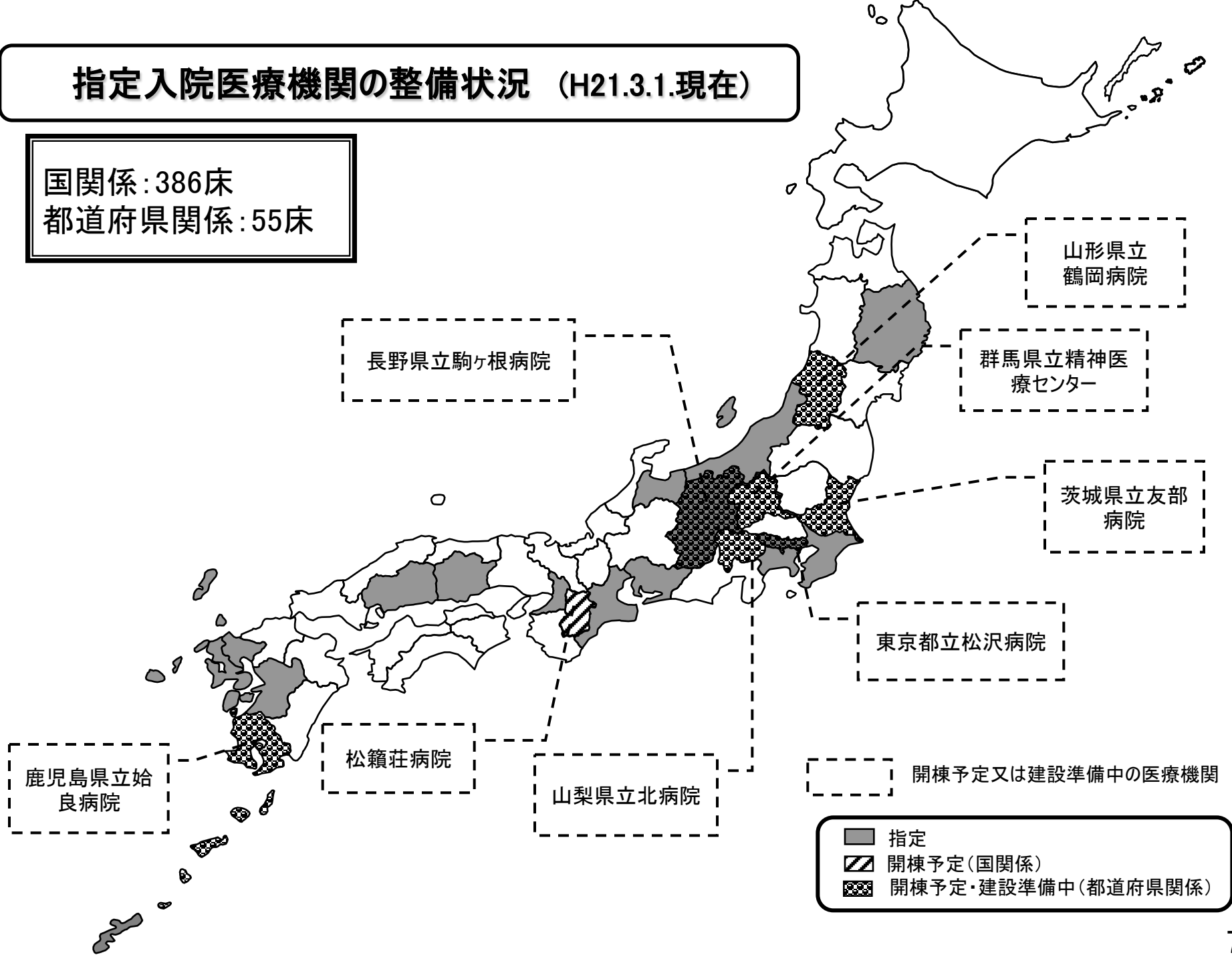
| | | |
|---------------|-----|----------------------|
| ①岡山県精神科医療センター | 33床 | 19.10.1開棟 |
| ②大阪府立精神医療センター | 5床 | 19.9.7開棟(将来33床で運営予定) |
| ③長崎県立精神医療センター | 17床 | 20.4.1開棟 |
| ④群馬県立精神医療センター | 6床 | 平成21年度中 開棟予定 |
| ⑤東京都立松沢病院 | 33床 | 平成21年度中 開棟予定 |
| ⑥茨城県立友部病院 | 17床 | 建設準備中 |
| ⑦鹿児島県立始良病院 | 17床 | 建設準備中 |
| ⑧山形県立鶴岡病院 | 17床 | 建設準備中 |
| ⑨長野県立駒ヶ根病院 | 5床 | 建設準備中 |
| ⑩山梨県立北病院 | 5床 | 建設準備中 |

総整備予定病床数は183床、55床が稼働中

(病床数は予備病床を含む)

指定入院医療機関の整備状況 (H21.3.1.現在)

国関係: 386床
都道府県関係: 55床



指定通院医療機関の指定状況（H21.3.1.現在）

| | 都道府県名 | 指定数 |
|----|-------|-----|
| 1 | 北海道 | 22 |
| 2 | 青森県 | 4 |
| 3 | 岩手県 | 5 |
| 4 | 宮城県 | 7 |
| 5 | 秋田県 | 3 |
| 6 | 山形県 | 7 |
| 7 | 福島県 | 8 |
| 8 | 茨城県 | 9 |
| 9 | 栃木県 | 5 |
| 10 | 群馬県 | 2 |
| 11 | 埼玉県 | 7 |
| 12 | 千葉県 | 10 |
| 13 | 東京都 | 11 |
| 14 | 神奈川県 | 8 |
| 15 | 新潟県 | 11 |
| 16 | 富山県 | 3 |
| 17 | 石川県 | 4 |
| 18 | 福井県 | 4 |
| 19 | 山梨県 | 3 |
| 20 | 長野県 | 14 |
| 21 | 岐阜県 | 5 |
| 22 | 静岡県 | 12 |
| 23 | 愛知県 | 6 |
| 24 | 三重県 | 7 |

| | 都道府県名 | 指定数 |
|----|-------|-----|
| 25 | 滋賀県 | 9 |
| 26 | 京都府 | 3 |
| 27 | 大阪府 | 33 |
| 28 | 兵庫県 | 16 |
| 29 | 奈良県 | 4 |
| 30 | 和歌山県 | 2 |
| 31 | 鳥取県 | 4 |
| 32 | 島根県 | 3 |
| 33 | 岡山県 | 3 |
| 34 | 広島県 | 4 |
| 35 | 山口県 | 5 |
| 36 | 徳島県 | 4 |
| 37 | 香川県 | 2 |
| 38 | 愛媛県 | 7 |
| 39 | 高知県 | 6 |
| 40 | 福岡県 | 14 |
| 41 | 佐賀県 | 6 |
| 42 | 長崎県 | 4 |
| 43 | 熊本県 | 3 |
| 44 | 大分県 | 3 |
| 45 | 宮崎県 | 3 |
| 46 | 鹿児島県 | 9 |
| 47 | 沖縄県 | 6 |

各都道府県の地方裁判所における入院決定数・通院決定数の状況(施行～平成21年3月1日までの状況)

| | 都道府県名 | 入院決定 | 通院決定 |
|----|-------|------|------|
| 1 | 北海道 | 39 | 16 |
| 2 | 青森県 | 15 | 0 |
| 3 | 岩手県 | 11 | 3 |
| 4 | 宮城県 | 12 | 2 |
| 5 | 秋田県 | 4 | 0 |
| 6 | 山形県 | 9 | 3 |
| 7 | 福島県 | 13 | 4 |
| 8 | 茨城県 | 27 | 12 |
| 9 | 栃木県 | 8 | 3 |
| 10 | 群馬県 | 12 | 1 |
| 11 | 埼玉県 | 64 | 7 |
| 12 | 千葉県 | 38 | 9 |
| 13 | 東京都 | 90 | 12 |
| 14 | 神奈川県 | 41 | 17 |
| 15 | 新潟県 | 17 | 8 |
| 16 | 富山県 | 3 | 1 |
| 17 | 石川県 | 8 | 2 |
| 18 | 福井県 | 9 | 3 |
| 19 | 山梨県 | 5 | 6 |
| 20 | 長野県 | 11 | 3 |
| 21 | 岐阜県 | 12 | 2 |
| 22 | 静岡県 | 28 | 4 |
| 23 | 愛知県 | 42 | 4 |
| 24 | 三重県 | 11 | 5 |

| | 都道府県名 | 入院決定 | 通院決定 |
|----|-------|------|------|
| 25 | 滋賀県 | 5 | 2 |
| 26 | 京都府 | 10 | 3 |
| 27 | 大阪府 | 47 | 33 |
| 28 | 兵庫県 | 28 | 13 |
| 29 | 奈良県 | 2 | 2 |
| 30 | 和歌山県 | 9 | 3 |
| 31 | 鳥取県 | 1 | 2 |
| 32 | 島根県 | 3 | 1 |
| 33 | 岡山県 | 5 | 3 |
| 34 | 広島県 | 25 | 11 |
| 35 | 山口県 | 7 | 0 |
| 36 | 徳島県 | 4 | 2 |
| 37 | 香川県 | 7 | 7 |
| 38 | 愛媛県 | 5 | 6 |
| 39 | 高知県 | 7 | 0 |
| 40 | 福岡県 | 30 | 10 |
| 41 | 佐賀県 | 3 | 1 |
| 42 | 長崎県 | 14 | 1 |
| 43 | 熊本県 | 11 | 6 |
| 44 | 大分県 | 2 | 2 |
| 45 | 宮崎県 | 8 | 2 |
| 46 | 鹿児島県 | 14 | 3 |
| 47 | 沖縄県 | 23 | 4 |

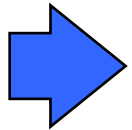
(医療観察法医療体制整備推進室調)

医療観察法関係新規予算事業等について

1. 指定入院医療機関の緊急的確保について

[厚生労働省の取り組み]

平成21年度予算において、①指定入院医療機関整備費の充実、②地域共生の促進(周辺環境整備)を図るなど重点的対策を実施

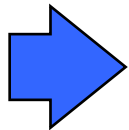


- 指定入院医療機関の整備に伴う地域共生の促進(周辺環境整備) 12.0億円
指定入院医療機関の整備を加速するため、地域との交流に資する整備事業を実施し、医療観察法対象者が安心して社会復帰できる医療体制の整備を推進する。

2. 地域社会における処遇の円滑な実施に向けて

[厚生労働省の取り組み]

障害者自立支援対策臨時特例交付金による事業(医療観察法地域処遇体制強化事業)や障害福祉サービス報酬改定による対応など重点的対策を実施



- 医療観察法関係障害福祉サービス報酬改定
ケアホーム、グループホーム、施設入所支援、宿泊型自律訓練において、法に基づく通院医療の利用者に対して相談援助や個別支援をした場合に、地域生活移行個別支援特別加算として、原則3年を上限に評価

心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関 地域共生事業概要

[1. 目的]

医療観察法制度の円滑な実施の観点から、法に基づく指定入院医療機関の周辺の地域における地域共生施設の整備その他の地域の共生に寄与する事業を促進することにより、継続的な医療提供の確保と社会復帰を図り、もつて法対象者の自立した日常生活及び社会生活を実現する。

[2. 実施主体]

所在都道府県(※1)、所在市町村(※2)

※1:医療観察病棟の設置が見込まれる地点をその区域内に含む都道府県

※2:医療観察病棟の設置が見込まれる地点をその区域内に含む市町村(特別区、一部事務組合等を含む。以下、同じ。)及び医療観察病棟の設置が見込まれる地点の近傍にある市町村

[3. 事業内容]

- 1 地域共生施設(※3)の施設整備に必要な事業
- 2 地域共生施設の設備整備に必要な事業
- 3 地域共生事業

※3:(1)道路(農業用施設及び林業用施設であるものを除く。)、(2)公園、緑地その他の公共空地、(3)地域交流、集会その他の催しの用に供する施設、(4)医療観察病棟の設置が見込まれる病院の施設

[4. 事業実施期間]

原則として、医療観察病棟の実施設計を行う当該年度を対象とする。

[5. 国の補助]

予算の範囲内で国庫補助を行う。

報酬改定及び基金事業による対応について

退院決定等

[障害福祉サービス報酬改定(平成21年4月)]

○医療観察法に基づく指定入院医療機関を退院した者等の円滑な社会復帰を支援する観点から、これら利用者に係る受入体制の整備及び関係機関との連携等について、報酬上の評価を実施。

受入準備期

障害福祉施設等への受入

[障害者自立支援対策臨時特例交付金(医療観察法地域処遇体制強化事業)]

[障害福祉施設等入所時]

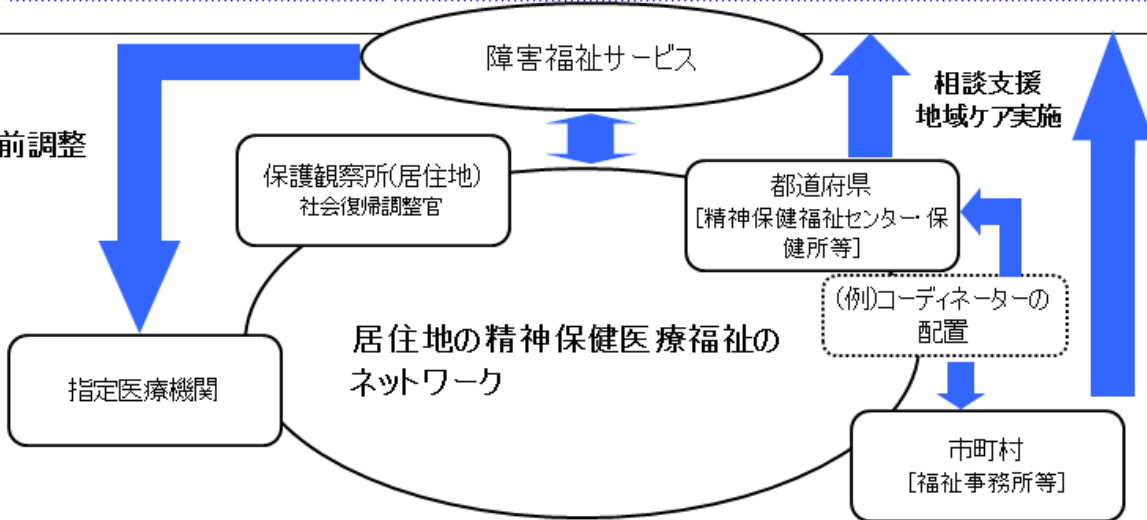
○法対象者の障害福祉施設等における受入支援

[医療観察法地域処遇体制基盤構築事業]

○法対象者の障害福祉施設等における受入後の支援体制の確立

報酬改定による対応と基金事業による対応により、切れ目のない地域処遇を展開

事前調整



医療観察法地域処遇体制強化事業

1 事業の目的

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく対象者の地域処遇支援を充実・強化させるため、「地域社会における処遇のガイドライン」に基づく地域処遇関係機関の基盤構築を図るとともに、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、法対象者を新たに受け入れる障害福祉施設等に対し適切に支援することで、継続的な医療提供の確保と社会復帰を促進し、障害者自立支援法の目的である障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

① 医療観察法地域処遇体制基盤構築事業

法対象者の地域生活を支援する地域関係機関が、地域の援助関係機関との連絡調整の下に実施する訪問指導等の体制や、関係機関相互の連携について基盤構築を図ることで、法対象者に対する適切な地域処遇体制を確保する。

② 障害福祉施設等入所時支援事業

障害福祉施設等に入所が見込まれる法対象者の入所に先立って、当該家族及び入居法対象者等の居宅及び指定入院医療機関等への訪問による入所後の生活にかかる相談援助や、精神保健福祉士等の福祉スタッフを確保するなど、予め受け入れに関する体制整備を実施した場合に**助成**を行う。

(3) 補助単価 ①：1都道府県あたり3年間で22,400千円以内

②：1都道府県あたり3年間で4,600千円以内

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 事業担当課室・係 精神・障害保健課 医療観察法医療体制整備推進室

障害者地域移行促進強化事業

1 事業の目的

いわゆる退院可能な精神障害者の地域移行を図ることは急務であり、従来より地域移行を推進してきたところであるが、長期入院患者の動態等について大きな変化がみられていないところである。

こうした状況を受け、平成20年4月より、「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」を開催し、精神障害者の地域生活への移行及び地域生活の支援に関連する事項について議論を行い、先般中間まとめを行ったところである。

これを受けて今後とも、各都道府県が全域的にさらに施策を展開していくためには、地域移行に関する知識・技術を有した者を一定程度確保することが非常に重要である。

このため、地域において指導的役割を果たす地域移行に関する専門家を養成するとともに、地域住民への説明会等を実施し、障害者の円滑かつ効果的な地域生活への移行を図ることを目的とする。

また、同様に、身体障害者や知的障害者の地域生活移行も障害者自立支援法における重要な課題であり、これらの者の地域生活移行に関する研修を実施する。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

① 地域移行に関する専門家等の養成研修

【対象者】相談支援専門員、保健師、精神保健福祉士 等

【研修内容】長期入所・入院者への支援に必要な知識・技術の習得、地域移行先進地区における実習、医療観察法対象者の地域移行支援に必要な知識の習得 等

② 地域移行に関する理解促進のための基礎研修

【対象者】市町村職員、地域住民、障害福祉サービス事業所・施設 等

【研修内容】障害者の特性の理解、元長期入所者・入院者の体験談、施設・病院見学、医療観察法対象者の特性の理解 等

- (3) 補助単価 研修企画：1都道府県あたり610千円以内
研修実施：1障害福祉圏域あたり2,000千円以内

3 補助割合 定額 (10/10)

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 地域移行支援係

**「障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の一部を
改正する政令（案）」等について
【概要】**

1. 改正法令

- ・ 障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）
- ・ 障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）
- ・ 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）
- ・ 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）

2. 改正案の概要

- 指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額の軽減措置の対象となる者の資産要件の撤廃

指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額については、所得の低い方に対して軽減措置を設けており、この軽減措置の適用対象となる者については資産要件（※）を設けているところであるが、これを撤廃するとともに、所要の改正を行う。

- （※） 障害者（障害児の場合にはその保護者）が所有する現金、預貯金等の合計額が500万円以下（配偶者等がいる場合は1,000万円以下）であること 等

3. 施行日

平成21年7月1日

「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令案」等について

【概要】

1. 改正法令

- ・ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）
- ・ 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）
- ・ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）
- ・ 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）

2. 改正案の概要

① 多機能型事業所の基準該当障害福祉サービスの創設

障害者自立支援法における多機能型事業所について、中山間地域など、職員や利用者の人員の確保が容易でない地域においても障害福祉サービスの提供が可能となるよう、基準該当障害福祉サービス（※）を創設し、多機能型事業所における個々の各サービスの最低利用定員及び職員配置基準を緩和する。

（※） 都道府県から指定を受けた障害福祉サービス事業所がサービスを提供した場合に給付費を支給することとしているが、このほか、厚生労働省令で定める基準を満たし、市町村が適当と認めた事業者がサービスを提供した場合にも給付費を支給している。このようなサービスを基準該当障害福祉サービスという。

② グループホーム・ケアホームの利用対象者の拡大

障害者自立支援法におけるグループホーム（共同生活援助）、ケアホーム（共同生活介護）は、現行制度上、知的障害者及び精神障害者のみが利用対象となっているところであるが、地域移行や地域生活の継続の促進を図る観点から、身体障害者についても利用対象とする。

ただし、65歳以上の者については、65歳となる前に障害福祉サービスを利用していた者に限る。

3. 施行日

- ①については平成21年7月1日
- ②については平成21年10月1日

多機能型事業所の基準該当障害福祉サービスの創設（案）

平成 21 年 5 月 19 日「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（案）」等に関するご意見募集の詳細をお示しするものであり、今後、内容の変更があり得るものである。

- 多機能型事業所については、利用定員の合計が離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所については 10 人以上である場合については、
 - ① 当該事業所において実施する各事業の最低定員を
 - ア 生活介護、自立訓練（宿泊型を除く）、就労移行支援 … 6 名
 - イ 就労継続支援 … 10 名
 - ウ 児童デイサービス … 5 名とすることができることとされており、また、
 - ② 当該事業所におけるサービス提供人員について、原則、それぞれの事業に必要な員数を確保することとしながら、
 - ア 生活支援員等について、事業所の利用定員が 20 人未満である場合には、1 人以上常勤で可とされているほか、
 - イ サービス管理責任者について 1 人以上の常勤で可、また、他の職務との兼務可とされ、
 - ③ 設備についても、一定の兼用可とされているところ。

- この多機能型事業所について、中山間地等において、10 名の利用者は確保できるものの、種々のニーズが存在するため、各事業の最低定員である 5, 6, 10 名が確保できないという実態があることを踏まえ、以下の類型を設けることとする（以下「新たな多機能型事業所」という。）。

- 新たな多機能型事業所は
 - ① 離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものにおいて、
 - ② 都道府県知事に対し、法第 79 条に基づく届出を行った場合、
 - ③ 基準該当事業所として事業を実施できることとする。

- この場合において、
- ① 各事業の最低定員を撤廃（第2種社会福祉事業としての位置づけを保つため、全体で10名の利用者については維持）
 - ② 常勤職員を1人以上配置することは維持し、
 - ③ 常勤職員の兼務を認めることにより、それぞれの事業で計算上必要となる人員の合計を満たせば良いこととする。

（例）生活介護：4人、生活訓練：2人、就労継続支援B型4人が利用する多機能型事業所の場合

必要となる常勤換算職員数は以下の通り（全て生活支援員で可）

- ・ 生活介護（78条1項） $4人 \div 6 = 0.66人$
- ・ 生活訓練（166条1項） $2人 \div 6 = 0.33人$
- ・ 就労B型（186条1項） $4人 \div 10 = 0.4人$

→ 全体として常勤換算で1.39人の職員配置（うち常勤1人）を行うことで指定基準を満たすこととする。

- また、新たな多機能型事業所に適用される報酬は、20人以下の場合の単価とする。

「地域自殺対策緊急強化基金（仮称）」の概要

現状と課題

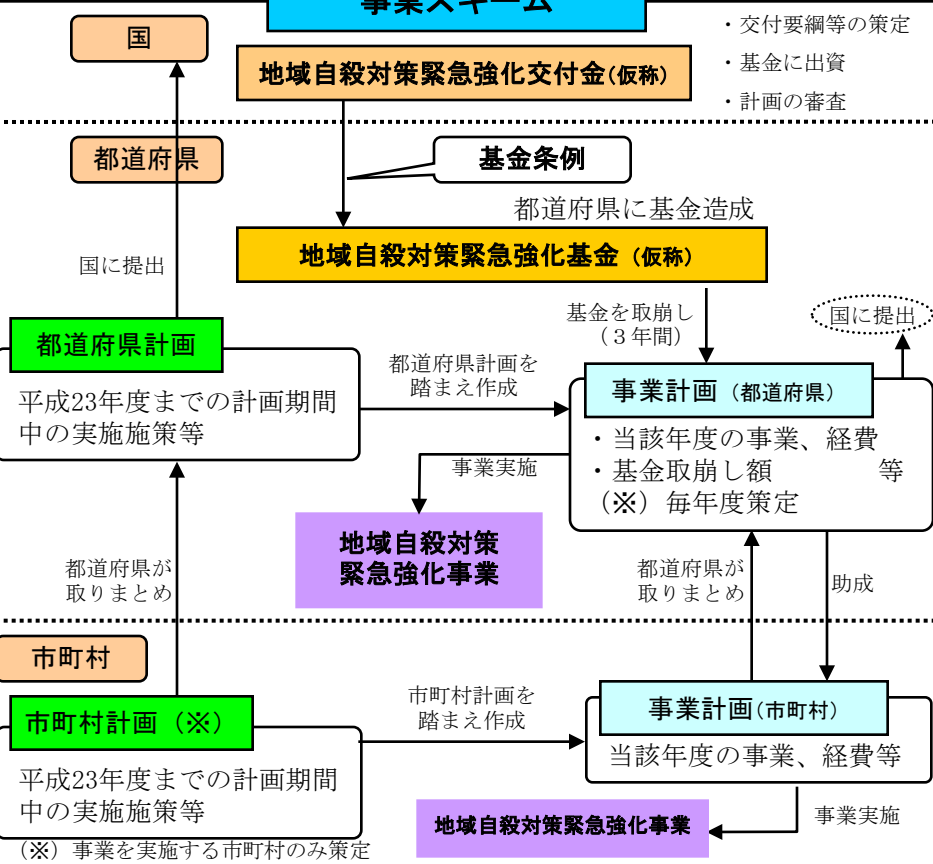
- 自殺者数は、平成10年以降11年連続3万人超（平成20年は32,249人[警察統計]）
- 現下の厳しい経済情勢を踏まえ、追い込まれた人に対するセーフティネットとして、地域における自殺対策の強化が喫緊の課題

事業の実施

- 都道府県に当面の3年間の対策に係る「地域自殺対策緊急強化基金（仮称）」（※）を造成。相談体制整備及び人材養成等を緊急に実施
- 地域の実情を踏まえて自主的に取り組む地方公共団体の対策や民間団体の活動等の支援により、「地域における自殺対策力」を強化
- 国は事業メニューを提示し、都道府県が地域の実情を踏まえて実施事業を選択するメニュー方式

（※）詳細は調整中【予算額：100億円（≒47（都道府県）×7千万円×3年間）、補助率：10/10（地方負担なし）、時期：21年度から23年度までの3年間で実施】

事業スキーム



事業メニュー

①対面型相談支援事業

関係行政機関や民間団体が専門家を活用した自殺対策のための「包括支援相談」(※)を実施するなど相談支援体制を強化
 (※) 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門家による失業、倒産、多重債務問題等の相談について、心の健康相談とともに実施

②電話相談支援事業

関係行政機関や民間団体が行う電話相談事業の充実

③人材養成事業

自殺を考えている人、自殺未遂者等自殺の危険性の高い人、自殺者の遺族等に対し、適切な対応・支援を行う人材(※)の養成
 (※) 市区町村、精神保健福祉センター、保健所、ハローワーク、消費生活センター、民間団体の相談担当者等を養成

④普及啓発事業

国民一人ひとりが自殺予防のために行動(「気づき」「つながり」「見守り」)できるようにするための広報啓発を実施

⑤強化モデル事業

地域における自殺対策を緊急に強化するための事業(※)を実施
 (※) ハイリスク地におけるパトロール活動の支援、一時的避難場所(シェルター)の提供、遺族のための分かち合いの会の運営支援等、その他地方公共団体が独自に取り組む事業

(注1) 実際に行う事業内容は、都道府県が地域の実情を踏まえ、選択
 (注2) 各府省で実施する既存の自殺対策事業は、本基金事業の対象外

平成21年5月28日(木)
全国介護保険担当課長会議
参考資料(老健局作成)

介護職員処遇改善交付金に係る処遇改善計画等について

(1) 処遇改善計画書について（案）

介護職員処遇改善交付金による助成を受けようとする事業者は、助成申請にあたり処遇改善計画書を都道府県に提出することとされているが、その取扱い等について、現時点での（案）をお示しするので、都道府県におかれては参考とされたい。

なお、ここにお示した（案）については、今後の変更があり得るものであり、詳細が確定次第、各都道府県あて送付することとしている。

基本的事項

① 処遇改善計画書の構成

処遇改善計画書は「賃金改善について」と「賃金改善以外の処遇改善について」により構成されるものとする。

② 介護職員（訪問介護員等含む。以下同じ。）への周知

助成申請を行う事業者は処遇改善計画書をすべての職員が閲覧できるような場所に掲示する等の方法により、すべての職員に周知をした上で、都道府県に提出しなければならない。

③ 処遇改善計画書の作成単位

処遇改善計画書の提出にあつては、原則として、事業所又は施設（以下「事業所等」という。）ごとに当該事業所の所在地を管轄する都道府県あてに提出することとしている。

なお、処遇改善計画書を事業所等ごとに作成する必要はなく、事業者（法人）が一括で作成してもかまわない。また、同一の就業規則により運営されている地域・サービス等ごとの作成も可能である。この場合においても提出は都道府県ごとに行うものとするが、事業所ごとに書類を作成する必要は必ずしもなく、処遇改善計画書に事業所等の一覧表を添付することでも足りるものとする。

賃金改善についての具体的な内容について

① 処遇改善計画書における賃金改善についての記載事項

平成21年度の助成申請にかかる処遇改善計画書における「賃金改善について」は、次の事項を記載することを想定している。

ア 交付金の一月当たり交付見込額

イ 介護職員一人当たりの賃金改善見込額（月額）

ウ 賃金改善の方法（改善給与項目）

⇒改善しようとする給与項目（以下「改善給与項目」という。）及び当該改善の期間（以下「改善対象期間」という。）を具体的に記載する。

例）・ 基本給の増額（ベースアップ）

- ・ 各種手当の増額
- ・ 手当の新設
- ・ 夜勤手当の単価の割り増し
- ・ 賞与又は一時金の新設 等

エ 前年度の介護職員の常勤換算数（総数）

オ 前年度の介護職員に対して支払った賃金等の総額

※具体的な計算方法等については検討中。

② 本交付金による賃金増加分の支払い方法について

支払い方法については、改善給与項目を明確に記載させるものとする。

なお、実際の支払いの時期については、月ごとに支払うことも一括して支払うことも可能とする。

③ 実績報告書について

平成 21 年度の助成にかかる実績報告書においては処遇改善計画書の作成単位ごとに次の事項を記載することを想定している。

ア 助成を受けた交付金の総額

イ 改善対象期間における介護職員の常勤換算数の総数

ウ 改善対象期間に介護職員に対して支払った賃金等の総額

エ 賃金改善に充当した交付金の総額

オ 介護職員一人当たりの賃金改善額（月額）

※具体的な計算方法等については検討中。

なお、毎年度の実績報告を行う時点において、賃金改善に充当した交付金の総額が助成を受けた交付金の総額を下回る場合は、当該差額を都道府県に返還するものとする。

賃金改善以外の処遇改善についての具体的な内容について

① 賃金改善以外の処遇改善についての記載事項

賃金改善以外の処遇改善については次のような内容を記載することを想定しているが、具体的な記載内容は任意のものとする。なお、これらはいくまで例示であり、必ずしもこれに準ずる必要はない。

ア 処遇全般について

- ・ 賃金体系等の人事制度の整備
- ・ 非正規職員から正規職員への転換
- ・ 短時間正規職員制度の導入
- ・ 昇給または昇格要件の明確化
- ・ 休暇制度、労働時間等の改善
- ・ 職員の増員による業務負担の軽減

イ 教育・研修について

- ・ 人材育成環境の整備
- ・ 資格取得や能力向上のための措置
- ・ 能力向上が認められた職員への処遇・配置の反映

ウ 職場環境

- ・ 出産・子育て支援の強化
- ・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化
- ・ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成
- ・ 健康診断・腰痛対策・こころの健康等の健康管理面の強化
- ・ 介護補助器具等の購入・整備等
- ・ 休憩室・談話室の確保等

エ その他の改善

※ 介護職員処遇改善交付金は、その用途を介護職員の賃金等にのみ限定しているため、これらの改善のための費用に充当することはできない。

その他の取扱い

① 処遇改善計画書の添付書類

処遇改善計画書には次の書類を添付しなければならない。

ア 労働基準法第 89 条に規定される就業規則等（作成義務のある事業所に限る。）。

また、就業規則等を改正した場合には、その都度改正後の就業規則等を当該改正の概要を付した上で、都道府県に提出しなければならない。

注) 賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則とは別に個別作成している場合は、それらの規程を併せて提出。

イ 労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険料等の納入証明書、労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）

(2) 労働法規等の遵守状況について

○ 都道府県は、交付金の助成を受けていた事業所等が、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法等（以下「労働基準法等」という。）の違反により罰金刑以上の刑に処せられた場合、既に支給された一部又は全部の助成金の返還及び当該違反の状態が適正化されるまでの間の、助成金の支給停止を行うことができるものとする。

○ また、都道府県は本交付金を一つの契機として、助成を受けようとする者に対し労働基準監督署作成のパンフレットを配布する等の方法により、事業所における労働基準法等の遵守状況を改めて確認するよう促し、

より一層の介護労働者の労働条件の確保・改善を図りたい。

(3) キャリアパス要件について

- 介護職員の確保・定着をはかるためには、能力、資格、経験等に応じた処遇を行うことが重要との指摘を受けているところである。
- 平成 22 年度以降の助成にあつては、基本的に平成 21 年度の取扱いに準じることを想定しているが、キャリアパスに関する要件を満たしていない場合は助成額を減額することを予定している。
- その具体的な内容としては現在検討中であるが、例えば、
 - ア 介護職員についてどのようなポスト・仕事があり、そのポスト・仕事に就くために、どのような能力・資格・経験等が必要なのかを定め、
 - イ それに応じた給与水準を定めること等を要件とすることを考えている。
- 今後、多くの事業所がこうした要件を満たすことにより、介護職員の確保・定着促進が図られることが重要と考えており、特別養護老人ホームや訪問介護など事業所等の特性に応じたモデルについて、事業者団体の協力を得ながら具体化していくことを予定している。

○新体系サービスへの移行状況

速報値

(平成20年10月1日及び平成21年4月1日現在)

| | 平成18年 9月30日 指定数 | 平成18年 | | 平成19年 | | | | 平成20年 | | | | 平成21年 | |
|------------------------|-----------------------|---------------------|--------------|--------------------|---------------|---------------------|---------------|--------------------|---------------|---------------------|---------------|--------------------|---------------|
| | | 10月1日 新体系 移行数 | (移行率) | 4月1日 新体系 移行数 | (移行率) | 10月1日 新体系 移行数 | (移行率) | 4月1日 新体系 移行数 | (移行率) | 10月1日 新体系 移行数 | (移行率) | 4月1日 新体系 移行数 | (移行率) |
| (1)身体障害者更生援護施設等 | | | | | | | | | | | | | |
| 身体障害者療護施設 | 503 | 5 | 0.99% | 43 | 8.55% | 68 | 13.52% | 101 | 20.08% | 116 | 23.06% | 179 | 35.59% |
| 身体障害者更生施設 | 106 | 6 | 5.66% | 15 | 14.15% | 19 | 17.92% | 29 | 27.36% | 33 | 31.13% | 49 | 46.23% |
| 身体障害者入所授産施設 | 202 | 5 | 2.48% | 20 | 9.90% | 26 | 12.87% | 44 | 21.78% | 53 | 26.24% | 73 | 36.14% |
| 身体障害者通所授産施設 | 343 | 35 | 10.20% | 70 | 20.41% | 102 | 29.74% | 133 | 38.78% | 143 | 41.69% | 178 | 51.90% |
| 身体障害者小規模通所授産施設 | 239 | 26 | 10.88% | 72 | 30.13% | 99 | 41.42% | 124 | 51.88% | 135 | 56.49% | 175 | 73.22% |
| 身体障害者福祉工場 | 34 | 5 | 14.71% | 12 | 35.29% | 13 | 38.24% | 17 | 50.00% | 15 | 44.12% | 18 | 52.94% |
| 合 計 | 1,427 | 82 | 5.75% | 232 | 16.26% | 327 | 22.92% | 448 | 31.39% | 495 | 34.69% | 672 | 47.09% |
| (2)知的障害者更生援護施設等 | | | | | | | | | | | | | |
| 知的障害者入所更生施設 | 1,453 | 5 | 0.34% | 74 | 5.09% | 107 | 7.36% | 224 | 15.42% | 264 | 18.17% | 438 | 30.14% |
| 知的障害者入所授産施設 | 227 | 3 | 1.32% | 12 | 5.29% | 18 | 7.93% | 33 | 14.54% | 38 | 16.74% | 57 | 25.11% |
| 知的障害者通勤寮 | 126 | 4 | 3.17% | 6 | 4.76% | 9 | 7.14% | 13 | 10.32% | 15 | 11.90% | 23 | 18.25% |
| 知的障害者通所更生施設 | 604 | 11 | 1.82% | 93 | 15.40% | 119 | 19.70% | 188 | 31.13% | 189 | 31.29% | 270 | 44.70% |
| 知的障害者通所授産施設 | 1,634 | 31 | 1.90% | 182 | 11.14% | 235 | 14.38% | 398 | 24.36% | 440 | 26.93% | 651 | 39.84% |
| 知的障害者小規模通所授産施設 | 434 | 46 | 10.60% | 166 | 38.25% | 199 | 45.85% | 254 | 58.53% | 272 | 62.67% | 314 | 72.35% |
| 知的障害者福祉工場 | 70 | 17 | 24.29% | 35 | 50.00% | 40 | 57.14% | 46 | 65.71% | 49 | 70.00% | 52 | 74.29% |
| 合 計 | 4,548 | 117 | 2.57% | 568 | 12.49% | 727 | 15.99% | 1156 | 25.42% | 1267 | 27.86% | 1805 | 39.69% |
| (3)精神障害者社会復帰施設 | | | | | | | | | | | | | |
| 精神障害者生活訓練施設 | 293 | 2 | 0.68% | 19 | 6.48% | 29 | 9.90% | 40 | 13.65% | 42 | 14.33% | 62 | 21.16% |
| 精神障害者入所授産施設 | 29 | 0 | 0.00% | 5 | 17.24% | 6 | 20.69% | 8 | 27.59% | 9 | 31.03% | 12 | 41.38% |
| 精神障害者通所授産施設 | 305 | 20 | 6.56% | 71 | 23.28% | 87 | 28.52% | 119 | 39.02% | 123 | 40.33% | 151 | 49.51% |
| 精神障害者小規模通所授産施設 | 347 | 35 | 10.09% | 107 | 30.84% | 138 | 39.77% | 184 | 53.03% | 195 | 56.20% | 236 | 68.01% |
| 精神障害者福祉工場 | 19 | 3 | 15.79% | 6 | 31.58% | 7 | 36.84% | 8 | 42.11% | 11 | 57.89% | 13 | 68.42% |
| 合 計 | 993 | 60 | 6.04% | 208 | 20.95% | 267 | 26.89% | 359 | 36.15% | 380 | 38.27% | 474 | 47.73% |
| (4)合 計 | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | 6,968 | 259 | 3.72% | 1,008 | 14.47% | 1,321 | 18.96% | 1,963 | 28.17% | 2,142 | 30.74% | 2,951 | 42.35% |

※平成18年9月末日に事業を行っていた旧法施設等のうち、新体系に移行した施設数及びその割合(厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課調べ)